

大規模小売店舗立地法・届出手引書

令和 7 年 5 月

茨城県産業戦略部中小企業課

目次

第1章	大規模小売店舗立地法の概要	1
1	法律の趣旨	1
2	法律の運用	2
3	届出フロー	4
4	用語の定義	5
第2章	指針の概要	8
第3章	提出書類・添付書類	15
1	提出書類・添付書類一覧	15
2	茨城県大規模小売店舗立地法関係様式	24
第4章	説明会開催要領	62
第5章	資料	64
1	大規模小売店舗立地法	64
2	大規模小売店舗立地法施行令	71
3	大規模小売店舗立地法施行規則	72
4	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	76
5	茨城県大規模小売店舗立地法施行要綱	100
6	大規模小売店舗立地法に関する問い合わせ先	107

第1章 大規模小売店舗立地法の概要

1 法律の趣旨

この法律は、大規模小売店舗が多くの顧客を集め、大量の商品が流通する施設であるとともに、生活利便施設として日常生活の空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、その立地が、周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保することを目的に、平成12年6月1日に施行されました。

「生活環境の保持」とは、具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味します。

「周辺の地域において通常存することが期待される環境」とは、「当該地域の住民が感覚的に不快と感ぜない状態」に加え、「当該地域の住民が享受することを期待し得る利便性」をも含む概念であり、大規模小売店舗の立地に際して特徴的に生じる問題の中には騒音のように感覚的に不快と感ぜる事象もあれば、交通渋滞のように利便性の低下と捉えられる事象もあります。

この法律は、この両者を「生活環境」と捉えて、「生活環境」を保持しつつ大規模小売店舗の立地が行われることを実現しようとするものです。

(1) 新旧制度の比較

	大規模小売店舗法	大規模小売店舗立地法
目 的	周辺中小小売業の適正な事業活動の確保（商業調整）	周辺地域の生活環境に対する影響への対応
運 用 主 体	国(通産大臣)=3,000 m ² 以上 都道府県=500 m ² 超 3,000 m ² 未満	都道府県（又は政令指定都市）
対象大型店	500 m ² 超(実質調整 1,000 m ² 以上)	1,000 m ² 超
届 出 者	大型店設置者、小売業者	大型店設置者
調整対象事項	「調整4項目」（法定事項） 店舗面積、開店日、閉店時刻、休業日数	「指針」（法4条）による事項 交通対策（駐車場、駐輪場、荷捌き施設、経路設定等）、騒音対策、廃棄物対策、街並みづくり 等
意見聴取先	商工会議所、商工会	市町村（商工団体、住民等）
調 整 期 間	12か月	10か月

(2) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」について

本指針は、大型店設置者が周辺の生活環境を保持するために施設の配置及び運営方法について配慮すべき具体的事項を定めたものです。

本指針は、大規模小売店舗立地法の運用に当たって明確かつ具体的な基準を示すものであり、大型店設置者が法的に配慮すべき事項の範囲を画するものであり、県が法律を運用するための判断の拠り所（基準）となるものです。

本指針により大型店設置者が法的に配慮を求められる事項については、第2章「指針の概要」（P8～）を参照してください。

また、平成19年2月の本指針の改定において、大型店が社会的責任の一環としてまちづくりに自ら積極的に対応することへの強い期待が改めて示されました。

関係業界団体においても、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災・防犯への対応、退店時における早期の情報提供等の自主ガイドラインを策定し、まちづくりへの貢献に取り組んでいるところです。

大型店は小売業としての特性とその規模から、とりわけ次のような地域社会への貢献が期待されていますので、これらを参考としつつ、自主的な取組を積極的に行うことを強く期待します。

- ・立地場所の選定に際しては、まちづくりに関する各種公的計画等を十分検討すること
- ・出店時に地域への貢献など今後の運営方針について広く情報を提供するように努めること
- ・出店後においても周辺地域への生活環境に配慮して必要な対応策を適時適切に実施すること
- ・地域の核としてまちのにぎわいや交流の場を構築するための地域での活動に対して協力すること
- ・退店する場合には、出来るだけ早期に顧客を含む地域社会に情報を提供すること

2 法律の運用

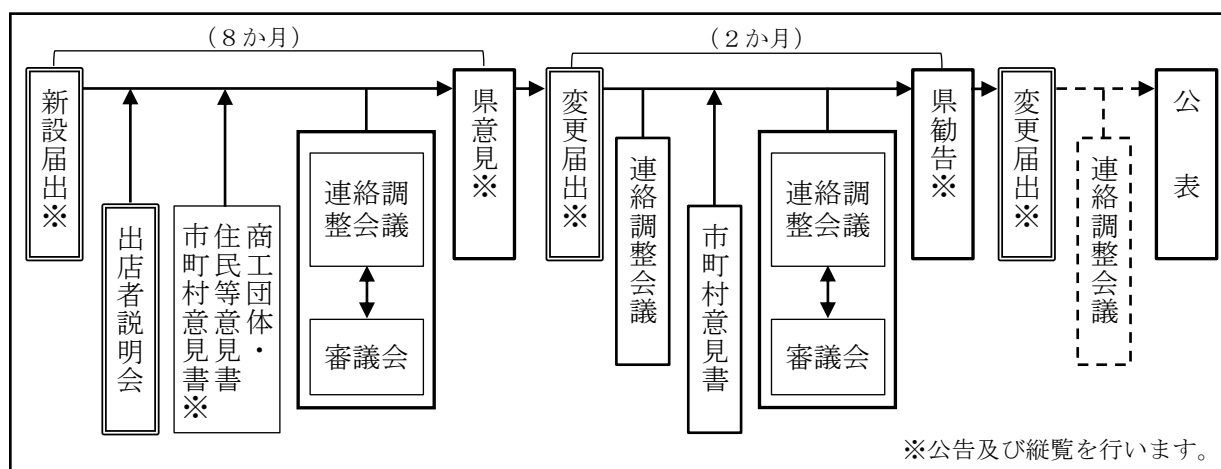
(1) 手続きの主な流れ

ア 届 出

大型店設置者は、出店に当たり、「指針」に基づいて交通量や騒音等の予測調査を行った上で、周辺地域の生活環境の悪化を防止する観点からの措置を十分検討し、具体的対策を示した「届出書」を県へ提出する必要があります。

イ 県の対応

届出を受理した県は、法定期限内に、市町村及び商工団体、住民等の意見に配慮し、「指針」を勘案しつつ、大型店設置者が講じようとする措置の妥当性を判断し、必要に応じて、大型店設置者に対して「意見」及び「勧告」を行います。



(注) 詳細なフローについては、「届出フロー」(P4)を参照してください。

(2) 運用体制の基本的考え方

県が「意見」や「勧告」を行うに当たっては、その必要性や程度について十分に審議する必要があることから、専門的見地からの客観的判断を求めるための審議会と、「指針」の各事項に関連する法令等を所管する庁内各課・室等による意見等の集約を図る場を設置し、法律の適正な運用を図ります。

(3) 審議会(付属機関)の設置

- ア 名 称 茨城県大規模小売店舗立地審議会
- イ 設 置 日 平成12年7月10日
- ウ 設置根拠 茨城県行政組織条例
- エ 委 員 数 6人

[専門分野：街づくり(交通、都市計画、景観)、環境対策、生活、建築、法律、地域経済]

(4) 庁内連絡調整会議の設置

ア 名 称 茨城県大規模小売店舗立地連絡調整会議

イ 設 置 日 平成12年2月28日

ウ 構 成 課

・政策企画部	地域振興課	・産業戦略部	中小企業課
・ "	県北振興局	・土木部	道路建設課
・県民生活環境部	生活文化課	・ "	道路維持課
	安全なまちづくり推進室	・ " 都市局	都市計画課
・ "	環境対策課	・ " "	建築指導課
・ "	資源循環推進課	・警察本部生活安全部	生活安全総務課
・福祉部子ども政策局	青少年家庭課		
		・ " 交通部	交通規制課

エ 主な役割

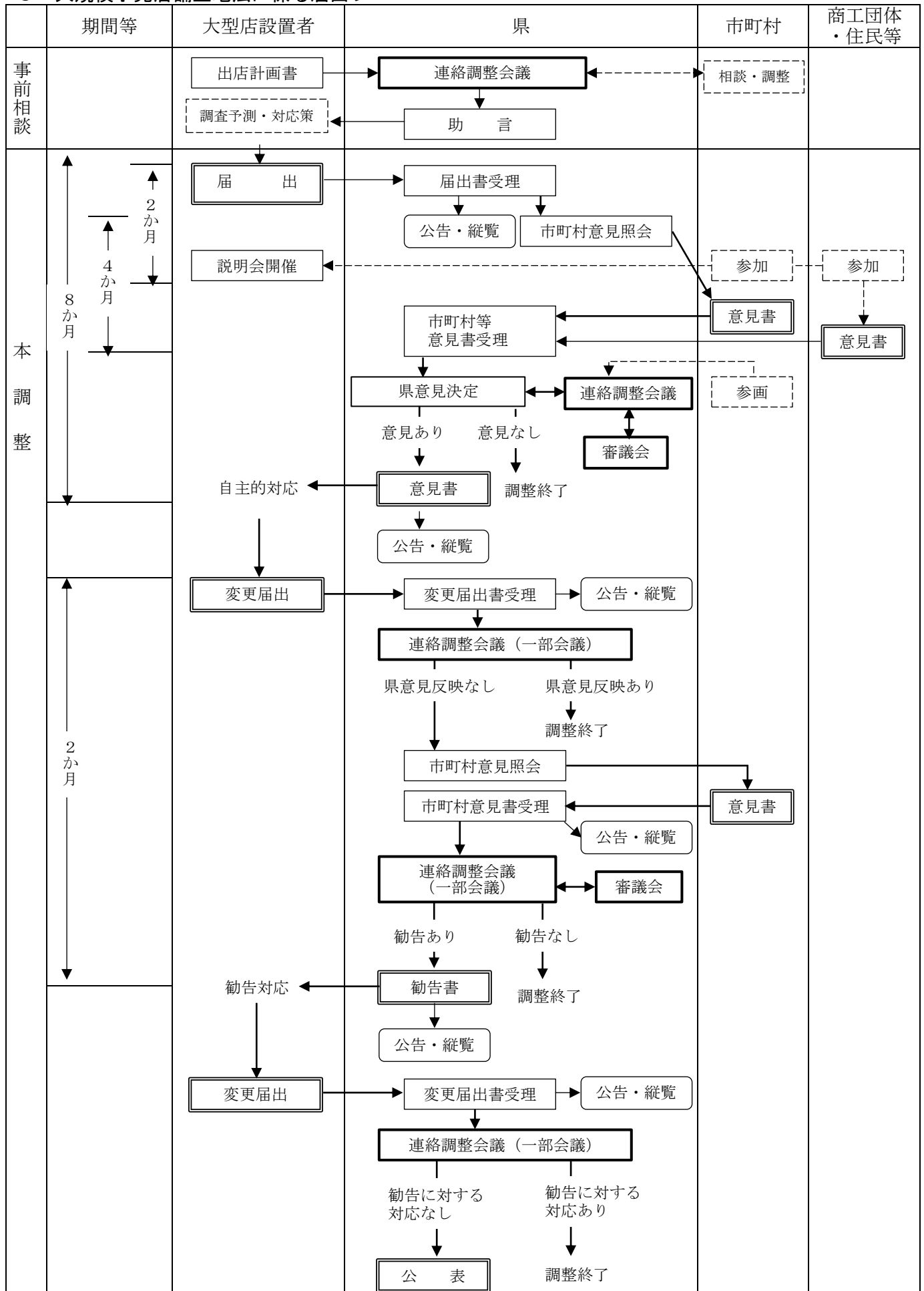
①事前相談への対応

大型店設置者が届出を行うに当たり、「指針」に基づく具体的配慮事項に関し、設置者の希望に応じ、必要な助言を行います。

②県の意見及び勧告内容に関する各課・室等間の調整

大型店設置者の届出内容に関し、各課・室等間の意見調整等を行います。

3 大規模小売店舗立地法に係る届出フロー



4 用語の定義

(1) 「基準面積」

茨城県大規模小売店舗立地法施行要綱においても、政令と同様1, 000㎡と定められています。

(2) 「小売業」

日本標準産業分類上の「小売業」をいいますが、飲食店業は含みません。また、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等の物品加工修理業を含みます。

(3) 「小売業を行う」

「小売業を行う」とは、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

ア 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはなりませんが、初めての販売行為であっても、継続反復の意思があればこれに該当します。

イ カatalogコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものと解されます。

ウ 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはなりません。

(4) 「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなります。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはなりません。

(5) 「床面積」

床面積とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます（建築基準法施行令第2条第1項第3号）。

(6) 「店舗面積」

ア 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義
(1) 売 場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

イ 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義
(1) 階 段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。

部 分 名	定 義
(4) 売 場 間 通 路 及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(8) 便 所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室 等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室・荷 扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
(12) 塔 屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(13) 屋 上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(14) はね出し下 ・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

第2章 指針の概要

事項	配慮すべき項目等	調整・配慮内容等
1 周辺地域住民の利便、業務の利便の確保（検討及び措置事項）		
交通対策	付加車線の設置信号設置・現示調整	●要調整内容（要調整時；新たな渋滞の発生が予測される場合等） ・付加車線の設置 ・信号設置、信号現示の調整等 ●要配慮内容 ・取り組みの全体像について地域住民・事業者に対する十分な説明 ・立地後の交通流動の予測
駐車場	必要駐車台数の確保	●要配慮内容 ・必要駐車台数の算出・確保（借上げ、公共駐車場利用を含む。） $\text{必要台数} = \text{日来店客数原単位} \times \text{店舗面積（千㎡）} \times \text{ピーク率} \times \text{自動車分担率} \div \text{平均乗車人員} \times \text{平均駐車時間係数}$ ※ 日来店客数原単位（S=店舗面積千㎡） 5,000㎡未満：1,100－(30×S)人／千㎡ 5,000㎡以上：950人／千㎡ ※ ピーク率： - 一律 14.4% ※ 自動車分担率（L=駅からの距離 m） - 立地市町村の行政人口 10 万人以上 40 万人未満 ・商業地区（商業地域、近隣商業地域） 300m 未満：37.5+0.075×L% 300m 以上：一律 60% ・その他地区：一律 70% - 立地市町村の行政人口 10 万人未満 ・商業地区（商業地域、近隣商業地域） 300m 未満：40+0.1×L% 300m 以上：一律 70% ・その他地区：一律 80% ※ 平均乗車人員（S=店舗面積千㎡） 10,000㎡未満：一律 2.0 人／台 10,000～20,000㎡：1.5+(0.05×S)人／台 20,000㎡以上：一律 2.5 人／台 ※ 平均駐車時間係数（S=店舗面積千㎡） 10,000㎡未満：(30+5.5×S)÷60 10,000～20,000㎡：(65+2×S)÷60 20,000㎡以上：一律 1.75 ※ 特別の事情がある場合 既存類似店のデータ等、根拠を明確に示して他方法算出可
	位置及び構造等（出入口数等） （駐車場形式）	●要配慮内容＝公道における駐車場への入庫待ち行列の最小限化 - イ 駐車場出入口の数・位置の設定 ・要予測事項；来客自動車の方面別台数 ・要勘案事項；交通整理員の配置状況、経路設定等 - ロ 駐車場形式の選定（平面自走式、垂直循環式等） ・要予測事項；来客自動車台数、入庫処理能力（比較検討） 入庫処理能力（各出入口）≧ピーク 1 時間当たり来客自動車台数 $\text{※入庫処理時間} = 1 \text{ 台当たり処理時間（メーカー提供）} + \text{乗降時間等}$ ＜代表的数値＞ ・平面自走式駐車場：約 8 秒 ・垂直循環式駐車場：約 1 分 30 秒 ・その他配慮事項 入庫車、出庫車、自転車、歩行者の動線分離（駐車場内・出入口） 歩行者の安全確保、駐車場からの排気ガス、騒音への配慮

事項	配慮すべき項目等	調 整 ・ 配 慮 内 容 等
	(駐車待ちスペース)	ハ 駐車待ちスペースの確保 <標準的スペース> 駐車待ちスペース（発券ブース等までの距離） ＝（来台数／分×1.6－入庫処理可能台数／分）×6m（平均車頭間隔） ※ 自走式平面で発券ブース等がない場合 駐車場内車路等に必要なスペース確保で可
	(分散確保)	ニ 駐車場の分散確保 - 要予測事項：発生する駐車待ち行列の長さ・継続時間 駐車待ち車両に起因する交通阻害 交通容量低下による渋滞の発生見込み等 - 要配慮事項：複数駐車場の設置（借上げ、公共駐車場の利用等含む） 地方公共団体の行う駐車場の集約化、有効利用等の取組みへの協力
	(交通整理)	ホ 出入口における交通整理 交通整理員の配置（来客多数の場合）
駐輪場	駐輪場の確保等	●要配慮内容 - 必要駐輪場（台数）の確保 平均的休業日のピーク1時間に必要な駐輪場の確保及び自転車駐車場付置義務条例に基づく適切な対応 <試算値>既存店の整備現状 3,000 m²以下、商業地区、食品スーパー及び総合スーパー→1台／35 m² - 来客による放置自転車を抑制するための適切な配置及び管理 - 原動機付自転車についても、自転車と同様な対策を講じることが期待される。
自動二輪車	自動二輪車駐車場の確保	●要配慮内容 - 平均的休業日のピーク1時間に必要な駐車場の確保及び場所の明示 - 一定の区画を区分した確保（駐車需要が相当程度見込まれる場合）
荷捌き施設	荷捌き施設の整備等（荷捌き施設整備）	●要配慮事項 イ 荷捌き施設の整備 - 施設規模 荷捌き処理能力≧ピーク時の車両数の負荷 ※処理能力＝平均的な荷捌き処理時間と同時作業可能台数から算出 - 作業スペースの確保及び搬出入車両の大きさ等に適合した構造 - その他要配慮事項 搬出入車両の駐車スペースの位置 搬出入車両専用出入口の適切な設置 複数車両による並行作業（特に多くの搬出入車両が予測される場合）
	(計画的搬出入)	ロ 計画的な搬出入 - 搬出入車両の一定時間の集中回避 - 余裕時間帯の搬出入（但し、騒音発生への配慮要） - 荷捌き待ち車両の駐車スペースの確保 - 適切な施設運営計画の作成
経路設定等	経路の設定等	●要配慮事項 イ 案内経路・出庫してからの経路 - 経路の適切な設定 混雑発生回避のための経路設定（複数経路想定時） 生活道路、療養施設等に隣接する道路、通学路、狭隘道路の回避 左折入庫の原則（右折入庫時の渋滞発生の回避） - 案内表示の設置、交通整理員の配置

事項	配慮すべき項目等	調 整 ・ 配 慮 内 容 等
		・ 掲示板・ビラによる情報提供（混雑時間帯、経路等に関する情報） ・ 自動車による来店自粛要請（特に繁忙期） ロ 搬出入車両の対応 ・ 事業者への働きかけ（混雑回避のための経路選択） ハ バス、タクシー等の停車、乗降スペース確保（敷地内新設の必要の場合のみ） ニ 公共交通機関の利用促進に関する事業への協力（パークアンドライド等）
歩行者の利便性	歩行者の通行の利便確保	●要配慮事項 ・ 施設出入口の位置、敷地内通路の位置等の適切な工夫（従来の通行の利便や安全が損なわれるおそれがある場合） ・ 夜間照明設備の設置等（従来と比較し夜間通行に支障を来すおそれがある場合）
廃棄物減量化	廃棄物減量化、リサイクルの推進	●要配慮事項 ・ 廃棄物の減量化、リサイクル活動の推進 ・ 廃棄物減量化等の活動内容についての地域住民等への情報公開
防災・防犯	防災・防犯対策への協力	●要配慮事項 ・ 要請に対する避難場所若しくは物資の提供などへの協力 ・ 駐車場等への適切な照明の配置、警備員の巡回等による防犯や青少年の非行防止への協力

事項	配慮すべき項目等	調 整 ・ 配 慮 内 容 等
2 周辺地域の生活環境の悪化防止のために配慮すべき事項		
騒 音	騒音対策	●要配慮事項 ①騒音問題への対応策 (原則) ・騒音の防止に関連する法令の遵守（騒音規制法） ・騒音の発生部位、種類に応じた発生防止又は緩和のための適切な対応 ・届出時の予測・評価結果と実態とが乖離している場合の事後対策 イ 一般的対策 ・騒音の発生防止又は緩和に配慮した施設の配置、構造 (例) 〔 住居に面した部分への荷捌き施設、付帯設備の配置回避 〔 遮音壁等の設置、緑地帯の確保（低層住居隣接時） ロ 荷捌き作業等に伴う騒音対策 ・騒音低減のための方策・措置 (例) 〔 施設建築計画面での配慮 〔 十分なスペース確保による作業時間の短縮 荷捌き施設の屋内化 作業床の段差の回避及びクッション製素材の採用 内装面の吸音材の使用等 運営面又は機器選択面の配慮 〔 荷捌き作業時間の特定 荷捌き車両のアイドリング禁止の徹底 低騒音型荷捌き機器の導入の促進 〔 作業人員への騒音防止意識の徹底等 ・営業宣伝活動に伴う騒音対策 地域の住民等の受忍限度を超えない配慮 (例) 〔 実施時間帯の特定、音量の低減 〔 拡声器配置場所の配慮等 ハ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策 ・冷却塔、室外機等からの騒音対策 (例) 〔 機器周辺の遮音効果の向上 低騒音機器の導入 機器周辺の吸音処理 防振架台の設置等 ・吸排気口等からの騒音対策 (例) 〔 吹き出し口、吸い込み口の形状検討 ダクト等の吸音、風速、風量の調整 低騒音型の送風機等の導入 ・駐車場からの騒音対策 〈配置・構造面での配慮〉 (例) 〔 駐車場の屋内化、天井・壁の吸音処理 スロープ勾配に配慮した防音対策 低騒音舗装 床の段差回避等 〈運営面での配慮〉 (例) 〔 駐車場利用時間帯の制限 誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等 〈青少年の蟄集等による騒音への配慮〉 (例) 深夜・早朝における駐車場出入口の施錠、警備員の巡回等 ・廃棄物収集作業等に伴う騒音対策 (例) 〔 施設配置面での配慮 廃棄物処理業者への騒音抑制意識の向上の働きかけ 回収時間帯の制限（深夜・早朝における作業回避）等

事項	配慮すべき項目等	調 整 ・ 配 慮 内 容 等												
騒音	(予測・評価)	②予測・評価 (原則) ・騒音全体の予測を行い、総合的な騒音評価基準値を尊重した適正な対応 (→「騒音の総合的な予測・評価方法 (下記ロ) 」) ・夜間において騒音発生が見込まれる場合、個々の騒音予測を行い、規制基準値を尊重した適正な対応 (→「発生する騒音ごとの予測・評価方法 (下記ハ) 」) イ 基本的事項 予測・評価対象 定常騒音・・・騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音 冷却塔、室外機、吸排気口等 変動騒音・・・騒音レベルが不規則かつ連続的に変化する騒音 敷地内の自動車走行等 荷捌き作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等 廃棄物収集作業、BGM、アナウンス等営業宣伝活動 衝撃騒音・・・一事象の継続時間が極めて短い騒音 荷下ろし音、台車走行音等 ロ 騒音の総合的な予測・評価方法 1) 予測方法 施設から発生する騒音全体について以下の方法により予測を行う。 ・予測地点 原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外 ・予測計算方法 予測日：平均的な状況を呈する日 予測時間：昼間 (6:00～22:00) 及び夜間 (22:00～6:00) 計算方法：騒音発生源毎に等価騒音レベルを予測 騒音継続時間を勘案し算出、合算する。 2) 評価方法 「騒音に係る環境基準」の基準値との比較 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域類型</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td><td>50dB以下</td><td>40dB以下</td></tr> <tr> <td>A及びB</td><td>55dB以下</td><td>45dB以下</td></tr> <tr> <td>C</td><td>60dB以下</td><td>50dB以下</td></tr> </tbody> </table> ※各類型の該当地域 →都道府県知事指定 ※AA：特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 ※地域類型指定がない場合→都道府県と協議のうえ設置に係る店舗に適用される地域類型を推定可 ハ 発生する騒音ごとの予測・評価方法 1) 予測方法 夜間において営業又は営業関連の機器使用、施設運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合 ・予測地点：敷地境界線 ・予測計算方法 予測日：平均的な状況を呈する日 予測時間：夜間 (21:00～6:00) 計算方法：定常騒音＝騒音レベル 変動騒音、衝撃騒音＝騒音レベルの最大値 2) 評価方法 「騒音規制法における夜間の規制基準値」の基準値との比較	地域類型	昼間	夜間	AA	50dB以下	40dB以下	A及びB	55dB以下	45dB以下	C	60dB以下	50dB以下
地域類型	昼間	夜間												
AA	50dB以下	40dB以下												
A及びB	55dB以下	45dB以下												
C	60dB以下	50dB以下												

事項	配慮すべき項目等	調 整 ・ 配 慮 内 容 等																																	
廃棄物	廃棄物対策 (廃棄物等の保管)	<table><tr><th>区域</th><th>規制基準値</th></tr><tr><td>第1種区域</td><td>40dB</td></tr><tr><td>第2種 "</td><td>45dB</td></tr><tr><td>第3種 "</td><td>50dB</td></tr><tr><td>第4種 "</td><td>55dB</td></tr></table> ※ 第1種：特に静穏を要する区域 第2種：静穏の保持を要する区域 第3種：騒音の発生を防止する必要がある区域 第4種：著しい騒音の発生を防止する必要がある区域 ※地域類型指定がない場合→都道府県と協議のうえ適用される地域類型を推定可	区域	規制基準値	第1種区域	40dB	第2種 "	45dB	第3種 "	50dB	第4種 "	55dB																							
		区域	規制基準値																																
		第1種区域	40dB																																
		第2種 "	45dB																																
第3種 "	50dB																																		
第4種 "	55dB																																		
●要配慮事項 (原則)																																			
①廃棄物等の保管																																			
イ 施設容量の確保																																			
廃棄物等の種類毎に必要な保管容量を算出し保管施設を確保																																			
・保管容量																																			
<table><tr><td>必要保管容量 (m³) = 1日当たり排出予測量 (t) × 平均保管日数(日) ÷みかけ比重 (t/m³)</td></tr><tr><td>※1日当たり排出予測量(t) = 店舗面積当たり廃棄物等排出量原単位 (t/千m²) →* I ×店舗面積 (千m²)</td></tr><tr><td>※平均保管日数 (日) = 種類毎に平均保管日数を算定</td></tr><tr><td>※見かけ比重 (t/m³) →* II</td></tr></table>			必要保管容量 (m³) = 1日当たり排出予測量 (t) × 平均保管日数(日) ÷みかけ比重 (t/m³)	※1日当たり排出予測量(t) = 店舗面積当たり廃棄物等排出量原単位 (t/千m²) →* I ×店舗面積 (千m²)	※平均保管日数 (日) = 種類毎に平均保管日数を算定	※見かけ比重 (t/m³) →* II																													
必要保管容量 (m³) = 1日当たり排出予測量 (t) × 平均保管日数(日) ÷みかけ比重 (t/m³)																																			
※1日当たり排出予測量(t) = 店舗面積当たり廃棄物等排出量原単位 (t/千m²) →* I ×店舗面積 (千m²)																																			
※平均保管日数 (日) = 種類毎に平均保管日数を算定																																			
※見かけ比重 (t/m³) →* II																																			
＜* I＞店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位 (t/千m²)																																			
<table><tr><th rowspan="2">分類</th><th colspan="2">店舗面積当たりの廃棄物等 排出量原単</th></tr><tr><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">紙製廃棄物等</td><td>A</td><td>0.208</td></tr><tr><td>B</td><td>0.011</td></tr><tr><td rowspan="2">金属製廃棄物等</td><td>A</td><td>0.007</td></tr><tr><td>B</td><td>0.003</td></tr><tr><td rowspan="2">ガラス製廃棄物等</td><td>A</td><td>0.006</td></tr><tr><td>B</td><td>0.002</td></tr><tr><td rowspan="2">プラスチック製廃棄物等</td><td>A</td><td>0.020</td></tr><tr><td>B</td><td>0.003</td></tr><tr><td rowspan="2">生ごみ等</td><td>A</td><td>0.169</td></tr><tr><td>B</td><td>0.020</td></tr><tr><td>その他の可燃性廃棄物等</td><td colspan="2">0.054</td></tr></table>			分類	店舗面積当たりの廃棄物等 排出量原単				紙製廃棄物等	A	0.208	B	0.011	金属製廃棄物等	A	0.007	B	0.003	ガラス製廃棄物等	A	0.006	B	0.002	プラスチック製廃棄物等	A	0.020	B	0.003	生ごみ等	A	0.169	B	0.020	その他の可燃性廃棄物等	0.054	
分類	店舗面積当たりの廃棄物等 排出量原単																																		
紙製廃棄物等	A	0.208																																	
	B	0.011																																	
金属製廃棄物等	A	0.007																																	
	B	0.003																																	
ガラス製廃棄物等	A	0.006																																	
	B	0.002																																	
プラスチック製廃棄物等	A	0.020																																	
	B	0.003																																	
生ごみ等	A	0.169																																	
	B	0.020																																	
その他の可燃性廃棄物等	0.054																																		
※分類：紙製廃棄物等・・・ダンボール等再資源化可能なもの 金属製廃棄物等・・・アルミ製・スチール製缶等 ガラス製廃棄物等・・・ガラス製の容器等 プラスチック製廃棄物等・・・飲料容器、食料品のトレー等 生ごみ等・・・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に おける食品廃棄物等 その他の可燃性廃棄物等																																			
※A：6,000㎡以下の部分の原単位 B：6,000㎡を超える部分の原単位																																			
＜* II＞見かけ比重 (t/・)																																			
<table><tr><th>分類</th><th>比重</th></tr><tr><td>紙製廃棄物等</td><td>0.10</td></tr><tr><td>金属製廃棄物等</td><td>0.10－0.15</td></tr><tr><td>ガラス製廃棄物等</td><td>0.10－0.30</td></tr><tr><td>プラスチック製廃棄物等</td><td>0.01－0.04</td></tr><tr><td>生ごみ等</td><td>0.55</td></tr><tr><td>その他の可燃性廃棄物等</td><td>0.38</td></tr></table>			分類	比重	紙製廃棄物等	0.10	金属製廃棄物等	0.10－0.15	ガラス製廃棄物等	0.10－0.30	プラスチック製廃棄物等	0.01－0.04	生ごみ等	0.55	その他の可燃性廃棄物等	0.38																			
分類	比重																																		
紙製廃棄物等	0.10																																		
金属製廃棄物等	0.10－0.15																																		
ガラス製廃棄物等	0.10－0.30																																		
プラスチック製廃棄物等	0.01－0.04																																		
生ごみ等	0.55																																		
その他の可燃性廃棄物等	0.38																																		

事項	配慮すべき項目等	調 整 ・ 配 慮 内 容 等
	(運搬処理等)	ロ 保管場所の位置及び構造等 ・ 種類ごと、処理方法ごとの分別保管による搬出作業の利便の確保 ・ 中間処理、搬出作業に伴う騒音・悪臭の最小限化 ・ 密閉性の確保（生ごみ排出の場合） ②廃棄物等の処理 ・ 廃棄物等に関連する法令に則った適正な施設の配置及び運営 (例)・敷地外処理に当たっての十分な運搬頻度の確保 ・ 適切な処理業者の選定 ・ 処理業者へのリサイクル推進のための性状等に関する情報提供 ・ 敷地内処理に当たっての具体的方法・関連設備の適正化 ・ 店舗内関係者、関連業者に対する適正処理の徹底 ③その他関連対策 ・ 調理臭や排出される汚水からの悪臭の発散防止（食品加工場） (例)・換気扇・排気口等への悪臭原因物を取り除く機器の設置 ・ 住居に面する方向への換気扇・排気口等の設置の回避 ・ 定期的な清掃の実施 ・ 保管場所持ち込みまでの小売業者による適正管理
街並みへの配慮	街並みづくりへの配慮等	●要配慮事項 ・ 街並みづくり（色彩、外観整備等）の取り組みとの調和 景観法に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区、建築協定若しくは景観協定地区における建築計画との合致 - 街並み形成に関する条例指定地域における趣旨に沿った施設配置・構造の工夫 - 街並みづくり（アーケード、植栽等）への適切な協力 - 屋外照明・広告塔設置の際の光害を生じない照明配置、方向、強さ、点灯時間の配慮

第3章 提出書類・添付書類

1 提出書類・添付書類一覧

(1) 事前相談

指針に関する事項について事前相談を行う場合（任意）

(1) 相談対象	次の届出を行うに当たり、「指針」に関連する事項について相談希望がある場合、事前に提出された「出店（変更）計画書」に基づいて、県の関係各課が相談に応じます。 ①新設届出（法第5条第1項） （大型店を新設する場合） ②変更届出（法第6条第2項） 店舗面積、施設の配置（駐車場台数等）、運営方法（閉店時刻等）を変更する場合 ③既存大型店の変更（法附則第5条第1項） 既存大型店（平成12年6月1日現在で大型店であるもの）が法律施行後最初に②のいずれかの変更を行う場合
(2) 対象者	建物設置者（建物所有者）である届出予定者
(3) 提出様式	「大規模小売店舗出店（変更）計画書」（様式第1号）
(4) 計画書 提出事項	①届出予定事項 ・大規模小売店舗の名称・所在地 ・小売業者（名称、住所、販売物品、店舗面積等） ・新設（変更）予定日 ・店舗内の店舗面積合計 ・施設の配置関連事項 （駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物保管施設等） ・施設の運営関連事項 （開閉店時刻、駐車場利用時間、駐車場出入口、荷さばき時間等） ②法定添付書類に関する事項 ③指針に基づく配慮事項
(5) 提出時期	届出予定日の概ね2～3か月前まで （県連絡調整会議の時期により前後しますので、お問い合わせ下さい。）
(6) 提出先	中小企業課
(7) 提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部、写し2部）

(2) 新設届出

大規模小売店舗を新設する場合（法第5条第1項）

(1) 届出対象	次に該当する場合が新設届出となります。 ①売場面積が 1,000 ㎡を超える店舗を新設する場合 ②既存店舗を増床し、店舗面積が 1,000 ㎡を超える場合 ③既存建物の用途を変更し、店舗面積が 1,000 ㎡を超える場合
(2) 届 出 者	建物設置者（建物所有者）
(3) 届出様式	「大規模小売店舗届出書」（様式第2号）
(4) 届出事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②大規模小売店舗の設置者・小売業者の氏名(又は名称)・住所・代表者の氏名 ③大規模小売店舗の新設日 ④大規模小売店舗の店舗面積合計 <施設の配置に関する事項> ⑤駐車場の位置・収容台数 ⑥駐輪場の位置・収容台数 ⑦荷さばき施設の位置・面積 ⑧廃棄物等の保管施設の位置・容量 <施設の運営方法に関する事項> ⑨小売業者の開店時刻・閉店時刻 ⑩駐車場における来客の利用可能時間帯 ⑪駐車場の自動車の出入口数・位置 ⑫荷さばき施設における荷さばき可能時間帯
(5) 添付書類	（法定添付書類） ①法人にあってはその登記事項証明書 ※個人の場合は住民票 ②主として販売する物品の種類 ③建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 ④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測結果及びその算出根拠 ⑤駐車場の自動車出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 ⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 ⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 ⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 ⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 ⑩平均的な状況を呈する日の等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠 ⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及びその算出根拠 ⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠 （法定以外の添付書類） ○指針に基づく配慮事項 ○地域貢献活動の取組み （その他提出書類） ○他法令関係・関係機関との協議調整状況 ※添付資料①
(6) 届出時期	開店日の8か月前まで
(7) 届 出 先	中小企業課
(8) 提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部、写し3部）

(3) 変更届出

ア 届出事項の変更

(ア) 法第5条第1項第1～2号の変更（法第6条第1項）

(1) 届出対象	次の事項を変更する場合に届出が必要です。 ①大規模小売店舗の名称・所在地 ②大規模小売店舗の設置者・小売業者の氏名（又は名称）・住所・代表者の氏名
(2) 届 出 者	建物設置者（建物所有者）
(3) 届出様式	「変更届出書」（様式第3号）
(4) 届出事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②届出事項のうち変更した事項（変更前、変更後） ③変更の年月日 ④変更する理由
(5) 添付書類	特に規定なし
(6) 届出時期	変更後遅滞なく（届出後の公示により手続き終了）
(7) 届 出 先	中小企業課
(8) 提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部、写し1部）

(イ) 法第5条第1項第3～6号の変更（法第6条第2項）

(1) 届出対象	次の事項を変更する場合に届出が必要です。 ①大規模小売店舗の新設日 ②大規模小売店舗の店舗面積合計 ③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ・駐車場の位置・収容台数 ・駐輪場の位置・収容台数 ・荷さばき施設の位置・面積 ・廃棄物等の保管施設の位置・容量 ④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ・小売業者の開店時刻・閉店時刻 ・駐車場における来客の利用可能時間帯 ・駐車場の自動車の出入口数・位置 ・荷さばき施設における荷さばき可能時間帯 ※届出が不要の変更（→次ページに記載）
(2) 届 出 者	建物設置者（建物所有者）
(3) 届出様式	「変更届出書」（様式第4号）
(4) 届出事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②届出事項のうち変更しようとする事項（変更前、変更後） ③変更する年月日 ④変更する理由
(5) 添付書類	新設届出時の添付書類に同じ （変更に係る部分及び地域貢献活動の取組み）
(6) 届出時期	(1)－①～③に係る事項：変更する8か月前まで (1)－④に係る事項：変更日まで
(7) 届 出 先	中小企業課
(8) 提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部、写し2部）

※ 次に掲げる変更は変更届出の提出が不要です。

- ①新設日の繰下げ
- ②県意見なしの通知後、新設日の繰上げ
- ③店舗面積合計の減少
- ④店舗面積合計の増加で、増加後の店舗面積合計が基礎面積に 1,000 m²又は基礎面積の 1 割相当の面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの（基礎面積：直近に行われた届出面積の合計）
- ⑤駐車場又は駐輪場の収容台数の増加
- ⑥荷さばき施設の面積の増加
- ⑦廃棄物等の保管施設の容量の増加
- ⑧開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ
- ⑨一時的な変更
（通常予測することが困難な状況変化に対応するため、或いは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更）

イ 既存大型店の変更

(ア) 法第5条第1項第2号の変更

(1) 報告対象	既存大型店（平成12年6月1日現在で大型店であるもの）が法律施行後に、小売業者の変更を行う場合に提出をお願いします。 但し、既に法附則第5条第1項の届出を行っている場合は、本報告書の提出ではなく、「変更届出書」（法第6条第1項）が必要となります。
(2) 報告者	建物設置者（建物所有者）
(3) 報告様式	「小売業者変更報告書」
(4) 報告事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②変更した内容（変更前、変更後） ③変更の年月日
(5) 添付書類	特に規定なし
(6) 提出時期	変更後遅滞なく
(7) 提出先	中小企業課
(8) 提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部、写し2部）

(イ) 法第5条第1項第4～6号の変更（附則第5条第1項）

(1) 届出対象	既存大型店（平成12年6月1日現在で大型店であるもの）が法律施行後に、届出事項を変更する場合（初回のみ） 但し、法附則第5条第1項の届出を既に行っている場合は、本届出書の提出ではなく、「変更届出書」（法第6条第2項）が必要となります。 ①大規模小売店舗の店舗面積合計 ②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ・駐車場の位置・収容台数 ・駐輪場の位置・収容台数 ・荷さばき施設の位置・面積 ・廃棄物等の保管施設の位置・容量 ③大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ・小売業者の開店時刻・閉店時刻 ・駐車場における来客の利用可能時間帯 ・駐車場の自動車の出入口数・位置 ・荷さばき施設における荷さばき可能時間帯
(2) 届出者	建物設置者（建物所有者）
(3) 届出様式	「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」（様式第23号）
(4) 届出事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②届出事項のうち変更しようとする事項（変更前、変更後） ③変更の年月日 ④変更事項以外の法定届出事項
(5) 添付書類	新設届出時の添付書類
(6) 届出時期	(1)－①、②に係る事項：変更する8か月前まで (1)－③に係る事項：変更日まで
(7) 届出先	中小企業課
(8) 提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部、写し2部）

ウ 軽微変更

施設の配置に関する事項のうち8か月の実施制限が除外される場合

(1) 軽微変更 対 象	次に該当する事項の変更のうち、県が軽微な変更として認めた場合について、8か月の実施制限を待たずに変更することができます。 但し、あらかじめ県と協議を行う必要があります。 ①駐車場の位置の変更 ②駐輪場の位置の変更 ③荷さばき施設の位置の変更 ④廃棄物等の保管施設の位置の変更 ※法附則第5条第1項による既存店の変更届出の場合には、次に掲げる変更も軽微な変更の認定の対象になります。 ⑤一時的な変更 ⑥大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更
(2) 提 出 者	建物設置者（建物所有者）
(3) 提出様式	「軽微変更認定協議書」（様式第5号）
(4) 提出事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②店舗に付属する施設のうち位置を変更する施設及び変更内容 ③変更する年月日 ④変更する理由 ⑤周辺の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないとする理由
(5) 添付書類	施設配置図（変更前及び変更後）
(6) 提出時期	届出書と併せて提出
(7) 提 出 先	中小企業課
(8) 提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部）

(4) 県意見・勧告への対応

ア 意見への対応

(ア) 届出事項の変更を行う場合（法第8条第7項）

(1) 届出対象	新設届（法第5条第1項）又は変更届（法第6条第2項、法附則第5条第1項）に対し、県からの意見（法第8条第4項）を受け、既提出の届出事項を変更する場合 ①大規模小売店舗の新設日 ②大規模小売店舗の店舗面積合計 ③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ・駐車場の位置・収容台数 ・駐輪場の位置・収容台数 ・荷さばき施設の位置・面積 ・廃棄物等の保管施設の位置・容量 ④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ・小売業者の開店時刻・閉店時刻 ・駐車場における来客の利用可能時間帯 ・駐車場の自動車の出入口数・位置 ・荷さばき施設における荷さばき可能時間帯
(2) 届 出 者	建物設置者（建物所有者）
(3) 届出様式	「届出事項変更届出書」（様式第15号）
(4) 届出事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②届出事項のうち変更した事項（変更前、変更後） ③変更する理由
(5) 添付書類	新設届出時の添付書類に同じ（変更に係る添付書類）
(6) 届出時期	特に規定なし（任意、但し、変更届出後2か月間の変更実施不可）
(7) 届 出 先	中小企業課
(8) 提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部、写し3部）

(イ) 届出事項の変更を行わない場合（法第8条第7項）

(1) 通知対象	新設届（法第5条第1項）又は変更届（法第6条第2項、法附則第5条第1項）に対し、県からの意見（法第8条第4項）を受け、既提出の届出事項を変更しない旨の通知をする場合
(2) 通 知 者	建物設置者（建物所有者）
(3) 通知様式	「届出事項不変更通知書」（様式第16号）
(4) 通知事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②変更しない理由
(5) 添付書類	なし （届出事項以外の指針関連事項を変更する場合は、変更に係る添付書類）
(6) 通知時期	特に規定なし（任意、但し、通知後2か月間の変更実施不可）
(7) 通 知 先	中小企業課
(8) 提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部、写し3部）

イ 勧告への対応

届出事項の変更を行う場合（法第9条第4項）

(1)届出対象	届出事項変更届出書又は不変更通知書（法第8条第7項）を提出し、県からの勧告（法9条1項）を受け、既提出の届出事項を変更する場合 ①大規模小売店舗の新設日 ②大規模小売店舗の店舗面積合計 ③大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ④大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(2)届出者	建物設置者（建物所有者）
(3)届出様式	「届出事項変更届出書」（様式第20号）
(4)届出事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②届出事項のうち変更した事項（変更前、変更後） ③変更する理由
(5)添付書類	新設届出時の添付書類に同じ（変更に係る添付書類）
(6)届出時期	特に規定なし
(7)届出先	中小企業課
(8)提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部、写し3部）

（5）承継届出（法第11条第3項）

(1)届出対象	次に該当する場合に届出が必要です。 ①譲渡（大規模小売店舗の譲渡） ②相続・合併・分割（新設等の届出をした者の相続・合併・分割） ・自然人における相続 ・法人における合併（新設合併及び吸収合併）
(2)届出者	新設等の届出者から譲渡・相続・合併・分割により、当該届出者の地位を承継した建物設置者（建物所有者）
(3)届出様式	「承継届出書」（様式第21号）
(4)届出事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった日 ③大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名（又は名称）・住所 ④大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由 ⑤大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積
(5)添付書類	大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類 ・建物の登記事項証明書 ・法人にあっては登記事項証明書
(6)届出時期	承継後遅滞なく
(7)届出先	中小企業課
(8)提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部）

(6) 廃止届出 (法第6条第5項)

(1)届出対象	大規模小売店舗を廃止（建物の床面積の変更、又は用途変更により、建物内の店舗面積の合計を基準面積以下とする場合）に届出が必要です。
(2)届 出 者	建物設置者（建物所有者）
(3)届出様式	「大規模小売店舗廃止届出書」（様式第8号）
(4)届出事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 ③大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 ④大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 ㎡以下となる日 ⑤変更する理由
(5)添付書類	特になし
(6)届出時期	規定なし
(7)届 出 先	中小企業課
(8)提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部）

(7) 休止報告書

(1)報告対象	大規模小売店舗の営業を休止した場合に提出をお願いします。
(2)報 告 者	建物設置者（建物所有者）
(3)報告様式	「大規模小売店舗休止報告書」
(4)報告事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②休止の年月日 ③休止の理由 ④担当者名及び連絡先
(5)添付書類	特に規定なし
(6)提出時期	変更後遅滞なく
(7)提 出 先	中小企業課
(8)提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部）

(8) 再開報告書

(1)報告対象	大規模小売店舗の営業を再開した場合に提出をお願いします。
(2)報 告 者	建物設置者（建物所有者）
(3)報告様式	「大規模小売店舗再開報告書」
(4)報告事項	①大規模小売店舗の名称・所在地 ②再開する年月日 ③再開する理由
(5)添付書類	特に規定なし
(6)提出時期	再開する場合は速やかに提出
(7)提 出 先	中小企業課
(8)提出方法	電子データ（PDF）、紙（原本1部）

2 茨城県大規模小売店舗立地法関係様式

(様式第 1 号)	大規模小売店舗出店（変更）計画書＜要綱第 3 条＞
(様式第 2 号)	大規模小売店舗届出書（法第 5 条第 1 項）＜要綱第 4 条＞
添付資料①	他法令関係・関係機関との協議調整状況
(様式第 3 号)	変更届出書（法第 6 条第 1 項）＜要綱第 5 条第 1 項＞
(様式第 4 号)	変更届出書（法第 6 条第 2 項）＜要綱第 5 条第 2 項＞
(様式第 5 号)	軽微変更認定協議書＜要綱第 6 条第 3 項＞
(様式第 8 号)	大規模小売店舗廃止届出書（法第 6 条第 5 項）＜要綱第 7 条＞
(様式第 9 号)	大規模小売店舗出店計画説明会終了報告書＜要綱第 8 条第 6 項＞
(様式第 10 号)	大規模小売店舗出店計画周知報告書＜要綱第 8 条第 8 項＞
(様式第 15 号)	届出事項変更届出書（法第 8 条第 7 項）＜要綱第 9 条第 4 項＞
(様式第 16 号)	届出事項不変更通知書（ ” ）＜ ” ）＞
(様式第 20 号)	届出事項変更届出書（法第 9 条第 4 項）＜要綱第 10 条第 4 項＞
(様式第 21 号)	承継届出書（法第 11 条第 3 項）＜要綱第 12 条＞
(様式第 23 号)	大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書 （附則第 5 条第 1 項）＜要綱第 14 条第 1 項＞
(様式第 24 号)	取り下げ届出書
	小売業者変更報告書
	大規模小売店舗休止報告書
	大規模小売店舗再開報告書

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗出店（変更）計画書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

茨城県大規模小売店舗立地法施行要綱第3条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 届出予定事項等

届出事項等			届出予定内容			
(1)	大規模小売店舗 の名称・所在地	名 称				
		所 在 地				
		敷地面積	m ²	延床面積	m ²	
		用途地域		地 目		
(2)	大規模小売店舗 において小売業 を行う者	名 称				
		代 表 者				
		住 所				
		販売物品				
		店舗面積	m ²			
(3)	新 設 予 定 日					
(4)	店舗内の店舗面積の合計		m ²			
(5)	施設の配置 関 連 事 項	駐 車 場	収容台数	台	配 置 図	別紙（図面番号）
		駐 輪 場	収容台数	台		
		荷さばき施設	面 積	m ²		
		廃棄物保管施設	容 量	m ³		
(6)	施設の運営 関 連 事 項	開 閉 店 時 刻	開店時刻		閉店時刻	
		駐 車 場 利 用	開始時刻		終了時刻	
		駐車場出入口	出入口数		位 置 図	別紙（図面番号）
		荷さばき時間	開始時刻		終了時刻	

（注）小売業を行う者が複数の場合は、別紙小売業者一覧に記入して下さい。

別紙 小売業者一覧表

氏名又は名称	代表者氏名	住 所	主要販売品	店舗面積	開店時刻	閉店時刻
				m ²		
小売業者合計				m ²		
共 用 面 積				m ²		
店舗面積合計				m ²		

(注) 小売業者が未定の場合は、氏名又は名称欄に「未定」と記入して下さい。

法定添付書類（省令第4条）に関する事項

- (1) 主として販売する物品の種類
計画書別紙小売業者一覧表のとおり
- (2) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
建物配置図 別紙配置図（図面番号）のとおり
各階平面図 別紙平面図（図面番号）のとおり
（注）各階平面図には、小売業者毎に店舗部分を明示するとともに、店舗以外の主な施設についても名称を付して下さい。

- (3) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客自動車の台数等の予測の結果及び算出根拠

① 小売店舗に係る必要駐車台数の算出根拠

原単位区分	係数等	算出根拠
日來客数（人） $A(a \times b)$		※特別の事情により指針中の係数等を用いない場合は、算出根拠欄にその根拠を明確に記入して下さい（別紙可）。
店舗面積当たり日來客数 原単位（人／千 m^2 ） a		
店舗面積（千 m^2 ） b		
ピーク率（％） B		
自動車分担率（％） C		
平均乗車人員（人／台） D		
平均駐車時間係数 E		
必要駐車台数 $A \times B \times C \div D \times E$	台	

（注）端数処理については、計算結果を四捨五入して下さい。

② 小売店舗以外の施設に係る駐車台数

施設名称	施設面積	駐車台数	摘 要
	m^2	台	
合 計	m^2	台	

（注）小売店舗に係る駐車場と共用する場合に記入して下さい。

摘要欄には、利用者数（日來店客数）、稼働率等を記入して下さい。

(4) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

※以下の事項は、駐車場の出入口の数及び位置を設定するために用いられると想定されるものであり、必要に応じて記入するか、又は別途必要な資料を添付して下さい。

① 方面別自動車台数予測値等

来客方面	日來台数予測値	ピーク 1 時間 来台数予測値	入庫入口	摘 要
	台／日	台／時		※予測値の算出根拠等を記入して下さい。
合計	台／日	台／時		

・施設周辺見取図 別紙見取図（図面番号）のとおり
（注）施設周辺見取図上に予測値を記入して下さい。

② 出入口別入庫処理能力

出入口箇所		入庫処理能力	ピーク 1 時間 来台数予測値	左 折 入 庫 の 有 無	右 折 入 庫 の 有 無	出庫車等との動線分離の有無		
						出庫車	自転車	歩行者
a		台／時	台／時					
b								
c								

③ 入口駐車待ちスペース

入口箇所		駐車待ちスペース (m)	必要な駐車待ちスペース	
			長さ (m)	算出根拠
a				
b				
c				

④ 交通量調査及び立地後の予測結果（必要に応じて測定した場合に記入して下さい。）

調査地点	調査日時（時間帯）	調査結果	予測結果
	年 月 日（ ） 時から 時	台／時	台／時

・施設周辺見取図 別紙見取図（図面番号）のとおり
（注）施設周辺見取図上に調査地点を記入して下さい。

⑤ その他必要な事項（①～④以外に必要と判断される事項を適宜記入して下さい。）

(5) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

① 自動車の案内経路・案内表示

・施設周辺見取図 別紙見取図（図面番号）のとおり

（注）施設周辺見取図上に方面別の来客について設定する案内経路、主な案内表示の位置を記入して下さい。

療養施設、社会福祉施設等の静穏が要求される施設の位置を記入して下さい。

② 交通整理員の配置状況（配置する場合にのみ記入して下さい。）

配置位置	配置人員	配置曜日	配置時間帯
	人		時から 時まで

・施設周辺見取図 別紙見取図（図面番号）のとおり

（注）施設周辺見取図上に交通整理員の配置位置を記入して下さい。

(6) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

荷さばき時間帯	搬出入車両台数	積載重量
時から 時まで	台	t

（注）積載重量については、法定事項ではありませんが、記入をお願いします。

(7) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

・配置図 別紙配置図（図面番号）のとおり

（注）配置図上に遮音壁の位置及び高さを記入して下さい。

(8) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

設備名	設置位置	稼働予定時間帯
		時から 時まで

・設備配置図 別紙配置図（図面番号）のとおり

（注）設備配置図上に位置を記入して下さい。

(9) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

① 個別騒音予測

騒音発生源	騒音レベル	算出根拠	騒音発生源	騒音レベル	算出根拠

・発生源位置図 別紙位置図（図面番号）のとおり

（注）発生源位置図（設備配置図）上に記入して下さい。

算出根拠の欄には、カタログ値、実測値等の区分を記入して下さい。

② 予測地点別合算結果

予測地点	位置	昼間・等価騒音レベル	夜間・等価騒音レベル
	(位置図中の番号)	d B	d B

・予測位置図 別紙位置図（図面番号）のとおり

・予測計算方法 別紙（番号）のとおり

（注）予測位置図（設備配置図）上に予測地点、区域区分及び用途地域区分を記入して下さい。

予測地点ごとに等価騒音レベルの予測計算方法を明示して下さい。

- (10) 夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

騒音発生源	騒音レベルの最大値	騒音発生源	騒音レベルの最大値
	d B		d B

・予測位置図 別紙位置図（図面番号）のとおり

・予測計算方法 別紙（番号）のとおり

（注）予測位置図（設備配置図）上に予測地点、区域区分及び用途地域区分を記入して下さい。

騒音発生源ごとに騒音レベルの予測計算方法を明示して下さい。

- (11) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

原単位区分			廃棄物種類 紙製 廃棄物等①	金属製 廃棄物等②	ガラス製 廃棄物等③	小計 ①+②+③
1 日 当 た り 排 出 予 測 量	面積 6,000 m ² 以下の部分	排出量原単位 a				
		店舗面積※ ¹ b				
		小計 (a×b=c)				
	面積 6,000 m ² 超の部分	排出量原単位 d				
		店舗面積※ ² e				
		小計 (d×e=f)				
(t) A	計 (c + f)					
廃棄物等の平均保管日数 (日) B						
廃棄物等の見かけ比重 (t /m ³) C						
廃棄物等の必要保管容量 (m ³) A×B÷C						

原単位区分			廃棄物種類	プラスチック製廃棄物等④	生ごみ等⑤	その他の可燃性廃棄物等⑥	小計 ④+⑤+⑥
1 日 当 た り 排 出 予 測 量	面積 6,000 m ² 以下の部分	排出量原単位 a					
		店舗面積※ ¹ b					
		小計 (a×b=c)					
	面積 6,000 m ² 超の部分	排出量原単位 d					
		店舗面積※ ² e					
		小計 (d×e=f)					
(t) A	計 (c + f)						
廃棄物等の平均保管日数 (日) B							
廃棄物等の見かけ比重 (t /m ³) C							
廃棄物等の必要保管容量 (m ³) A×B÷C							

合計①+②+③+④+⑤+⑥	
---------------	--

(注) 端数処理については、計算結果を四捨五入して下さい。

指針の各種原単位を用いない場合は、根拠数値、算出方法等を別紙に記入して下さい。

⑥の算出に当たっては、b 欄に総店舗面積を記入して下さい。

※ 1 + ※ 2 = 当該店舗の店舗面積合計

指針に基づく配慮事項

駐車需要の充足等交通に係る事項について

○駐車場の位置及び構造等

○駐輪場の確保等

○自動二輪車の駐車場の確保

○荷さばき施設の整備等

○経路の設定等

（来客自動車の経路設定）

（搬出入車両の経路設定）

（その他）

歩行者の通行の利便の確保等について

廃棄物減量化及びリサイクルについて

防災・防犯対策への協力について

○防災対策

○防犯対策

○青少年の非行防止対策

騒音の発生に係る事項について

○荷さばき作業における騒音対策

○附帯設備における騒音対策

○駐車場における騒音対策

○その他の騒音対策

廃棄物に係る事項について

○廃棄物等の保管方法

○調理臭等の発散防止

街並みづくり等について

光害の防止について

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別記1のとおり
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
年 月 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位 置 別紙配置図（図面番号）のとおり
収容台数 別記2のとおり
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位 置 別紙配置図（図面番号）のとおり
収容台数 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位 置 別紙配置図（図面番号）のとおり
面 積 m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位 置 別紙配置図（図面番号）のとおり
容 量 m³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

別記1のとおり

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

別記2のとおり

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口数

位 置 別紙位置図（図面番号）のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時から 時まで

別記1 小売業者一覧

氏名又は名称	代表者氏名	住 所	主要販売品	店舗面積	開店時刻	閉店時刻
				m ²		
小売業者合計				m ²		
共 用 面 積				m ²		
店舗面積合計				m ²		

(注) 小売業者が未定の場合は、氏名又は名称欄に「未定」と記入して下さい。

別記2 駐車場一覧

名 称	位 置	収容台数	利用可能時間帯		自己所有・借上げ・ 公共等の別
			利用開始時刻	利用終了時刻	
	(配置図中の番号)	台			
合 計		台			

(注) 複数の駐車場を確保する場合は、駐車場ごとに記入して下さい。

位置欄には、配置図中の整理番号を記入して下さい。

自己所有・借上げ・公共等の別については、届出事項ではありませんが、本表中に併せて記入して下さい。

公共駐車場を利用する場合には、必要駐車台数が確実に確保できる根拠を示して下さい。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。

2 ※印の項は記載しないで下さい。

(1) 法人にあってはその登記事項証明書
登記事項証明書別紙（番号）のとおり

- (3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
建物配置図 別紙配置図（図面番号）のとおり
各階平面図 別紙平面図（図面番号）のとおり
（注）各階平面図には、小売業者毎に店舗部分を明示するとともに、店舗以外の主な施設についても名称を付して下さい。

- | 原単位区分 | 係数等 | 算出根拠 |
|---|-----|--|
| 日來客数（人）A ($a \times b$) | | ※特別の事情により指針中の係数等を用いない場合は、算出根拠欄にその根拠を明確に記入して下さい（別紙可）。 |
| 店舗面積当たり日來客数
原単位(人／千㎡) a | | |
| 店舗面積（千㎡）

b | | |
| ピーク率（%）

B | | |
| 自動車分担率（%）

C | | |
| 平均乗車人員（人／台）

D | | |
| 平均駐車時間係数

E | | |
| 必要駐車台数

$A \times B \times C \div D \times E$ | 台 | |

施設名称	施設面積	駐車台数	摘 要
	m ²	台	
合 計	m ²	台	

- 36 -

- (5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

※以下の事項は、駐車場の出入口の数及び位置を設定するために用いられると想定されるものであり、必要に応じて記入するか、又は別途必要な資料を添付して下さい。

① 方面別自動車台数予測値等

来客方面	日来台数予測値	ピーク 1 時間 来台数予測値	入庫入口	摘 要
	台／日	台／時		※予測値の算出根拠等を記入して下さい。
合計	台／日	台／時		

- ・施設周辺見取図別紙見取図（図面番号）のとおり
- （注）施設周辺見取図上に予測値を記入して下さい。

② 出入口別入庫処理能力

出入口箇所		入庫処理能力	ピーク 1 時間 来台数予測値	左 折 入 庫 の 有 無	右 折 入 庫 の 有 無	出庫車等との動線分離の有無		
						出庫車	自転車	歩行者
a		台／時	台／時					
b								
c								

③ 入口駐車待ちスペース

入口箇所		駐車待ちスペース (m)	必要な駐車待ちスペース	
			長さ (m)	算出根拠
a				
b				
c				

④ 交通量調査及び立地後の予測結果（必要に応じて測定した場合に記入して下さい。）

調査地点	調査日時（時間帯）	調査結果	予測結果
	年 月 日（ ） 時から 時	台／時	台／時

- ・施設周辺見取図別紙見取図（図面番号）のとおり
- （注）施設周辺見取図上に調査地点を記入して下さい。

⑤ その他必要な事項（①～④以外に必要と判断される事項を適宜記入して下さい。）

(6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

① 自動車の案内経路・案内表示

- ・施設周辺見取図別紙見取図（図面番号）のとおりに

（注）施設周辺見取図上に方面別の来客について設定する案内経路、主な案内表示の位置を記入して下さい。

療養施設、社会福祉施設等の静穏が要求される施設の位置を記入して下さい。

② 交通整理員の配置状況（配置する場合にのみ記入して下さい。）

配置位置	配置人員	配置曜日	配置時間帯
	人		時から 時まで

- ・施設周辺見取図別紙見取図（図面番号）のとおりに

（注）施設周辺見取図上に交通整理員の配置位置を記入して下さい。

(7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

荷さばき時間帯	搬出入車両台数	積載重量
時から 時まで	台	t

（注）積載重量については、法定事項ではありませんが、記入をお願いします。

(8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

- ・配置図 別紙配置図（図面番号）のとおりに

（注）配置図上に遮音壁の位置及び高さを記入して下さい。

(9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

設備名	設置位置	稼働予定時間帯
		時から時まで

- ・設備配置図別紙配置図（図面番号）のとおりに

（注）設備配置図上に位置を記入して下さい。

(10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

① 個別騒音予測

騒音発生源	騒音レベル	算出根拠	騒音発生源	騒音レベル	算出根拠

- ・発生源位置図別紙位置図（図面番号）のとおりに

（注）発生源位置図（設備配置図）上に記入して下さい。

算出根拠の欄には、カタログ値、実測値等の区分を記入して下さい。

② 予測地点別合算結果

予測地点	位 置	昼間・等価騒音レベル	夜間・等価騒音レベル
	(位置図中の番号)	d B	d B

・予測位置図 別紙位置図（図面番号）のとおり

・予測計算方法 別紙（番号）のとおり

（注）予測位置図（設備配置図）上に予測地点、区域区分及び用途地域区分を記入して下さい。

予測地点ごとに等価騒音レベルの予測計算方法を明示して下さい。

- (11) 夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

騒音発生源	騒音レベルの最大値	騒音発生源	騒音レベルの最大値
	d B		d B

・予測位置図 別紙位置図（図面番号）のとおり

・予測計算方法 別紙（番号）のとおり

（注）予測位置図（設備配置図）上に予測地点、区域区分及び用途地域区分を記入して下さい。

騒音発生源ごとに騒音レベルの予測計算方法を明示して下さい。

- (12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

原単位区分			廃棄物種類	紙製 廃棄物等①	金属製 廃棄物等②	ガラス製 廃棄物等③	小計 ①+②+③
排出 予 測 量	1日 当 た り	面積 6,000 m ²	排出量原単位 a				
		以下の部分	店舗面積 ^{*1} b				
			小計 (a×b=c)				
	面積 6,000 m ²	排出量原単位 d					
		超の部分	店舗面積 ^{*2} e				
			小計 (d×e=f)				
(t)A	計 (c + f)						
廃棄物等の平均保管日数 (日) B							
廃棄物等の見かけ比重 (t /m ³) C							
廃棄物等の必要保管容量 (m ³) A×B÷C							

廃棄物種類 原単位区分			プラスチック 製廃棄物等④	生ごみ等⑤	その他の可燃 性廃棄物等⑥	小計 ④+⑤+⑥
1 日 当 た り 排 出 予 測 量	面積 6,000 m ² 以下の部分	排出量原単位 a				
		店舗面積* ¹ b				
		小計 (a×b=c)				
	面積 6,000 m ² 超の部分	排出量原単位 d				
		店舗面積* ² e				
		小計 (d×e=f)				
	(t)A	計 (c + f)				
廃棄物等の平均保管日数 (日) B						
廃棄物等の見かけ比重 (t /m ³) C						
廃棄物等の必要保管容量 (m ³) A×B÷C						

合計①+②+③+④+⑤+⑥	
---------------	--

(注) 端数処理については、計算結果を四捨五入して下さい。

指針の各種原単位を用いない場合は、根拠数値、算出方法等を別紙に記入して下さい。

⑥の算出に当たっては、b 欄に総店舗面積を記入して下さい。

※ 1 + ※ 2 = 当該店舗の店舗面積合計

指針に基づく配慮事項

(法定添付書類ではありませんが、縦覧の対象となります。)

駐車需要の充足等交通に係る事項について

○駐車場の位置及び構造等

○駐輪場の確保等

○自動二輪車の駐車場の確保

○荷さばき施設の整備等

○経路の設定等

(来客自動車の経路設定)

(搬出入車両の経路設定)

(その他)

歩行者の通行の利便の確保等について

廃棄物減量化及びリサイクルについて

防災・防犯対策への協力について

○防災対策

○防犯対策

○青少年の非行防止対策

騒音の発生に係る事項について

○荷さばき作業における騒音対策

○附帯設備における騒音対策

○駐車場における騒音対策

○その他の騒音対策

廃棄物に係る事項について

○廃棄物等の保管方法

○調理臭等の発散防止

街並みづくり等について

光害の防止について

地域貢献活動の取り組み

※貴店舗において取り組まれる地域貢献活動について、具体的かつ簡潔に記載してください。

（法定添付書類ではありませんが、縦覧の対象となります。また、県のホームページに掲載します。）

地域貢献活動の事例

1 地域づくりへの協力

- ・市町村が実施するまちづくりに向けた取り組みへの協力
- ・中心市街地活性化に向けた取り組みへの協力
- ・地域イベントやボランティア団体等の活動への参加・協力

2 地域産業活性化への協力

- ・施設の設置者及びテナントの商工会議所・商工会、商店街振興組合等への加入
- ・地域及び県内事業者のテナントとしての入居への協力
- ・県産品の積極的な販売、P Rや販売促進への協力
- ・施設の設置者及びテナントの県内事業者との優先的な取引の促進
- ・地域及び県内の観光振興への協力
- ・店舗建築・増改築時における地元業者や県産材の積極的活用への協力

3 地域雇用確保への協力

- ・地域及び県内からの優先的な雇用への協力
- ・正社員採用による安定的な雇用への協力
- ・障害者、高齢者や母子家庭の母等の雇用、退職女性等の再雇用への協力
- ・インターンシップの受入れへの協力

4 環境対策の推進

- ・地球温暖化防止対策の実施
- ・省エネルギー対策の実施
- ・リサイクル対策の実施
- ・廃棄物発生抑制対策の実施
- ・店舗及び周辺の環境美化対策の実施

5 安全・安心なまちづくりの推進

- ・災害発生時や地域防災への協力
- ・防犯・青少年の非行防止対策の実施

6 ひとにやさしいまちづくりへの推進

- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・少子高齢化対策の実施

7 撤退時等における配慮

- ・撤退時期等についての地域住民や地方公共団体等への早期の情報提供
- ・後継店舗の確保や従業員の再就職先の斡旋
- ・店舗閉鎖に伴う環境悪化を防止するための建物等の管理

添付資料①

他法令関係・関係機関との協議調整状況

(1) 都市計画法関連

都市計画区域の 区分	
用途地域	
都市計画事業・ 地区計画の有無及 び内容	市街地開発事業の有無： 有 ・ 無 （「有」の場合、以下 を記入） 事業名： 都市計画道路の有無：有 ・ 無（「有」の場合、以下を記入） 道路番号： 道路名： 事業時期： 地区計画の有無：有 ・ 無 （「有」の場合、以下を記入） 計画名称：
都市計画法に 基づく開発許可	要・不要 開発許可確認担当部署： 関係機関の意見等：

(2) 建築基準法等関連

建築確認申請（予定）日	年 月 日
建築着工（予定）日	年 月 日
完成（予定）日	年 月 日
担当部署	担当部署の意見等：

(3) 農地法関連

該当 有・無

該当有の場合：農地法に基づく農地転用許可：申請許可日・申請日・申請予定日
年 月 日

(4) 交通関係事前協議状況等

①道路管理者及び交通管理者等との協議における指摘事項とその対応策

協議先	協議内容・指摘事項等	対応策等

※協議先例：県道路関係課、県警、市町村道路関係課、地元警察署、県土木事務所等

②所在市町村の駐車場法所管部署への確認状況等

ア 駐車場法第12条に基づく届出の要否 (要 ・ 不要)

イ 駐車場法施行令に規定する技術的基準の適合性の確認

確認先		
適合性 確認結 果	第7条（出入口）	
	第8条（車路）	
	第9条～15条（建築物である路外駐車場）	

ウ 駐車場法施行令による大臣認定を得て出入口を設置する場合

認定日	
認定条件	

(5) 学校関係（通学路の安全策担当）

①通学路に來客駐車場出入口・荷さばき車両出入口の設定の有無

(有 (学校名：) ・ 無)

②確認・協議等の状況

相談・協議先	指摘事項等	対応策等

様式第3号（第5条第1項）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地

2 変更した事項
(変更前)

(変更後)

3 変更の年月日
年 月 日

4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。
2 ※印の項は記載しないで下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地

2 変更しようとする事項
(変更前)

(変更後)

3 変更する年月日
年 月 日

4 変更する理由

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。
2 ※印の項は記載しないで下さい。
3 当該変更に係る添付書類を添えて下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

軽微変更認定協議書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

茨城県大規模小売店舗立地法施行要綱第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 変更の内容
- 3 変更する年月日
年 月 日
- 4 変更する理由
- 5 店舗の周辺の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないとする理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。
 - 2 ※印の項は記載しないで下さい。
 - 3 変更前及び変更後の施設の配置図を添付して下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
m²
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
m²
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下となる日
年 月 日
- 5 変更する理由

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。
2 ※印の項は記載しないで下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗出店計画説明会終了報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

茨城県大規模小売店舗立地法施行要綱第8条第6項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地

- 2 説明会開催状況等

開 催 日 時		
開 催 場 所		
説 明 者 氏 名		
出 席 者 数		
説 明 内 容		
出席者の意見等 及び応答概要		
公 告 方 法	方 法	
	時 期	
	範 囲	

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。
 - 2 ※印の項は記載しないで下さい。
 - 3 出席者名簿及び説明会に使用した資料を添付して下さい。
 - 4 折込広告により公告した場合は、配布証明書、配布エリア図を添付して下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗出店計画周知報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

茨城県大規模小売店舗立地法施行要綱第 8 条第 8 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称
所在地

2 説明会開催不能状況等

開催予定日時		
開催予定場所		
開催方法	方 法	
	時 期	
	範 囲	
開催不能事由		
内容の周知方法	方 法	
	時 期	
	範 囲	

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。

2 ※印の項は記載しないで下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地

2 変更しようとする事項
(変更前)

(変更後)

3 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。
2 ※印の項は記載しないで下さい。
3 当該変更に係る添付書類を添えて下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項不変更通知書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり届出事項を変更しないことを通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 変更しない理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。
 - 2 ※印の項は記載しないで下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)

(変更後)
- 3 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。
2 ※印の項は記載しないで下さい。
3 当該変更に係る添付書類を添えて下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

承継届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

大規模小売店舗立地法第 1 1 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
年 月 日
 - 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所
 - 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
 - 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積
m²
- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。
2 ※印の項は記載しないで下さい。
3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付して下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項（法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）
の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称
所在地

2 変更しようとする事項

（変更前）
（変更後）

3 変更する年月日

年 月 日

4 以下に掲げるもののうち、上記 2 の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別記 1 のとおり

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

m²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

位 置 別紙配置図（図面番号）のとおり
収容台数 別記 2 のとおり

②駐輪場の位置及び収容台数

位 置 別紙配置図（図面番号）のとおり
収容台数 台

③荷さばき施設の位置及び面積

位 置 別紙配置図（図面番号）のとおり

面 積 m^2

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置 別紙配置図（図面番号）のとおり

容 量 m^3

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

別記 1 のとおり

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

別記 2 のとおり

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口数

位 置 別紙位置図（図面番号）のとおり

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時から 時まで

別記 1 小売業者一覧

氏名又は名称	代表者氏名	住 所	主要販売品	店舗面積	開店時刻	閉店時刻
				m^2		
小売業者合計				m^2		
共 用 面 積				m^2		
店舗面積合計				m^2		

別記 2 駐車場一覧

名 称	位 置	収容台数	利用可能時間帯		自己所有・借上げ・公共等の別
			利用開始時刻	利用終了時刻	
	(配置図中の番号)	台			
合 計		台			

(注) 複数の駐車場を確保する場合は、駐車場ごとに記入して下さい。

位置欄には、配置図中の整理番号を記入して下さい。

自己所有・借上げ・公共等の別については、届出事項ではありませんが、指針関連事項として必要となりますので、本表中に併せて記入して下さい。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。

2 ※印の項は記載しないで下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

取り下げ届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

年 月 日、大規模小売店舗立地法第 条第 項に基づき届出した下記 1 の届出書については、下記 3 の理由により取り下げします。

記

1 取り下げる届出書

名称
受理年月日
受理番号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称
所在地

3 取り下げる理由

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。
2 ※印の項は記載しないで下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

小売業者変更報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地

- 2 変更した内容

（１）変更前

氏名又は名称	代表者氏名	住 所	主要販売品	店舗面積	開店時刻	閉店時刻
				m ²		
合 計				m ²		

（２）変更後

氏名又は名称	代表者氏名	住 所	主要販売品	店舗面積	開店時刻	閉店時刻
				m ²		
合 計				m ²		

- 3 変更の年月日

年 月 日

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。
2 ※印の項は記載しないで下さい。
3 変更した小売業者のみ記入して下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗休止報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 休止の年月日
年 月 日
- 3 休止の理由
- 4 担当者名及び連絡先

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。
 - 2 ※印の項は記載しないで下さい。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗再開報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）
住所

下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 再開する年月日
年 月 日
- 3 再開する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。
 - 2 ※印の項は記載しないで下さい。

第4章 説明会開催要領

1 説明会開催の対象となる届出

以下の届出を行った場合は、届出日から2か月以内に所在市町村内において説明会を開催する必要があります。

- ① 法第5条第1項届出（新設）
- ② 法第6条第2項届出（変更）
- ③ 法附則第5条第1項届出（既存店の変更）

届出書及び添付書類の内容については、公告、縦覧により明らかにされることになっていますが、それだけでは他の選択肢の検討・対応状況などが十分には分からず、地域住民が意見を出す前提として質問をする機会がないので、説明会を開催することにより一層の内容の周知を図ることを目的としています。

ただし、以下に掲げる変更の場合には、周辺地域の生活環境に与える影響がないか、著しく小さいと考えられるので、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所とインターネットにより届出等の要旨を掲示することによって説明会開催に代えることができます。

- ① 小売業者の開店時刻を午前9時までに繰り上げ、又は閉店時刻を午後8時までに繰り下げるもの。
- ② 駐車場利用可能時間帯を午前9時までに繰り上げ、又は午後8時までに繰り下げるもの。
- ③ 荷さばきを行うことができる時間帯を午前9時までに繰り上げ、又は午後8時までに繰り下げるもの。
- ④ 変更内容が実質的に周辺地域の生活環境に与える負荷を増加させることがほとんどないと認められるもの。

2 開催者

説明会は、原則として届出者（建物設置者）が開催してください。

3 開催方法

（1）日時・場所

大規模小売店舗が立地する場所の周辺の生活環境の保持といった観点から考えると、説明会を行う対象としては、店舗の所在地の区域内に居住する住民等が想定されます。

したがって、日時については特に指定はありませんが、より多くの地域住民等が参加できるよう配慮してください。

また、説明会開催場所についても、住民等が参集しやすい店舗の所在地周辺の施設を利用する等の対応をお願いします。

なお、日時・場所が決まり次第、中小企業課へ連絡をお願いします。

（2）回数

原則として、1回開催してください。ただし、店舗面積の合計が15,000㎡を超える大規模小売店舗を新設する場合には、3回を上限として、県が開催回数を指定します。

（3）説明する事項

説明会の開催者は、「大規模小売店舗出店（変更）計画書（様式第1号、p25～）」あるいは様式第1号を適宜修正してそれに準ずる資料を用意し、届出予定事項の概要及び、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づいて、周辺

地域の生活環境に対して配慮・対応する内容についての説明を行ってください。

4 開催公告

(1) 公告の方法

説明会開催の公告は、以下に掲げる方法のいずれかにより行ってください。

- ① 市町村の協力を得て店舗の所在する市町村の広報誌に掲載する。
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する。
- ③ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（中央紙3紙以上並びに地方紙1紙以上）による折込広告を配布する。

(2) 公告の範囲

説明会開催の公告は、当該大規模小売店舗を中心とする半径2kmの範囲について行ってください。

なお、市町村の広報誌を利用する場合で、公告範囲が複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村の広報誌に掲載してください。

(3) 公告の時期

公告は、説明会開催予定日の1週間前までに行ってください。

5 結果報告

(1) 報告者・様式

説明会開催後、開催者（届出者・建物設置者）は速やかに様式第9号「大規模小売店舗出店計画説明会終了報告書」（p 50）を中小企業課に提出してください。

(2) 報告事項・添付書類

報告書の様式のとおり、開催日時、開催場所、説明者氏名、説明内容、出席者の意見等及び応答概要、公告方法をそれぞれ記入してください。「説明内容」、「出席者の意見等及び応答概要」は別紙としても差し支えありません。

なお、説明会の出席者名簿及び説明会で使用した資料を、報告書に添付して提出してください。

6 説明会が開催できなかったときの対応

天災等開催者の責めに帰することができないやむを得ない事情により説明会が開催できない場合は、別途届出等の内容の周知に努めた上で、届出者は遅滞なく様式第10号「大規模小売店舗出店計画周知報告書」（p 51）を中小企業課に提出してください。

なお、単に一時的な要因により説明会が開催されなかった場合でも、法で定める2か月の期間内に説明会を行うことが可能であれば、当然説明会を開催することが必要です。

第5章 資 料

1 大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号）

改正 平成11年 4月23日法律第 34号
平成11年12月22日法律第160号
平成12年 5月31日法律第 91号

（目的）

第一条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

（基準面積）

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

（指針）

第四条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項
- 二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの
 - イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
 - ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

（大規模小売店舗の新設に関する届出等）

第五条 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるとき

はその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県(以下単に「都道府県」という。)に届け出なければならない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - 3 都道府県は、第一項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四月間縦覧に供しなければならない。
 - 4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

(変更の届出)

- 第六条 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 2 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。
 - 3 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。
 - 4 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積(同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあっては、当該他の基準面積)以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。
 - 6 都道府県は、前項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

- 第七条 第五条第一項又は前条第二項の規定による届出(同条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。)をした者は、経済産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村(以下単に「市町村」という。)内において、当該届出及び第五条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の添付書類(第四項において「届出等」という。)の内容を周知させるための説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催しなければならない。
- 2 前項の規定により説明会を開催する者(以下この条において「説明会開催者」という。)は、

その開催を予定する日時及び場所を定め、経済産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

- 3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。
- 4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であって経済産業省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、経済産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(都道府県の意見等)

- 第八条 都道府県は、第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。
- 2 第五条第三項の規定による公告があったときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
 - 3 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。
 - 4 都道府県は、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出があった日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。
 - 5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五条第四項及び第六条第四項の規定は、適用しない。
 - 6 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。
 - 7 第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。
 - 8 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
 - 9 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五条第四項又は第六条第四項の規定にかかわらず、第五条第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六条第二項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行ってはならない。
- 10 第六条の規定は、第七項の規定による届出については、これを適用しない。

(都道府県の勧告等)

- 第九条 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める

ときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、経済産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。
- 4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。
- 5 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 6 第六条の規定は、第四項の規定による届出については、これを適用しない。
- 7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(生活環境の保持の配慮)

- 第十条 第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。
- 2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(承継)

- 第十一条 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。
- 2 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。
 - 3 前二項の規定により第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

(関係行政機関の協力)

- 第十二条 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

(地方公共団体の施策)

- 第十三条 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(報告の徴収)

- 第十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、

大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(大都市の特例)

第十五条 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第二項（第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の添付書類であつて、虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 三 第八条第七項又は第九条第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第十八条 第五条第四項、第六条第四項又は第八条第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十一条 第六条第一項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止)

第二条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百

九号)は、廃止する。

(輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止)

第三条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律(平成三年法律第八十一号)は、廃止する。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるもの(この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの)をしようとするときは、その旨及び第五条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であって、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による変更に係る事項の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条の規定の適用については、第五条第一項の規定による届出とみなす。

第六条 前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第九条 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）において行われるものを除く。）」を削る。

第十六条の二第一項中「（大規模小売店舗において行われるものを除く。）」を削る。

第十七条中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたもの」を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

附 則（平成11年4月23日法律第34号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成12年5月31日法律第91号）

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

2 大規模小売店舗立地法施行令（平成10年10月16日政令第327号）

（一の建物）

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

（基準面積）

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

（届出の方法）

第三条 法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出は、当該新設をする者がするものとする。この場合において、その者が二人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同してすることができる。

（報告の徴収）

第四条 法第十四条第一項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗を設置する者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- 一 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
 - 二 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項
- 2 法第十四条第二項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
- 一 当該小売業の開始日
 - 二 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
 - 三 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

附 則

この政令は、法の施行の日（平成十二年六月一日）から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、法第二条から第四条までの規定の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

3 大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年6月10日通商産業省令第62号）

改正	平成11年10月6日通商産業省令第91号
	平成12年7月7日通商産業省令第136号
	平成12年10月31日通商産業省令第271号
	平成13年3月29日経済産業省令第99号
	平成13年3月30日経済産業省令第127号
	平成13年5月28日経済産業省令第165号
	平成15年3月31日経済産業省令第42号
	平成17年3月7日経済産業省令第14号
	令和6年3月29日経済産業省令第26号

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（店舗に附属する施設）

第二条 法第四条第二項第二号の経済産業省令で定める店舗に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

（大規模小売店舗の新設に関する届出）

第三条 法第五条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 駐車場の位置及び収容台数
- 二 駐輪場の位置及び収容台数
- 三 荷さばき施設の位置及び面積
- 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

2 法第五条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 法第五条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出してしなければならない。

（大規模小売店舗の新設に関する届出の添付書類）

第四条 法第五条第二項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、都道府県は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項、第五項、第六項又は第三十条の八第一項の規定により法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

- 一 法人にあってはその登記事項証明書
- 二 主として販売する物品の種類
- 三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

- 四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
 - 五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
 - 六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
 - 七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
 - 八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
 - 九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
 - 十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
 - 十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
 - 十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
- 2 前項第四号、第五号及び第十号から第十二号までに掲げる予測は、一般的な技術水準を勘案して合理的と認められる手法により行うものとする。

(大規模小売店舗の新設に関する届出の公告)

第五条 法第五条第三項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(変更の届出)

第六条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第二の届出書を提出してしなければならない。

第七条 法第六条第二項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

- 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
 - 二 都道府県が法第八条第四項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
 - 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
 - イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項の規定による届出をしていないとき当該届出に係る店舗面積の合計
 - ロ 法第六条第二項の規定による届出をしている場合当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
 - 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
 - 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの
 - 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
 - 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの
- 2 法第六条第二項の規定による届出は、様式第三の届出書を提出してしなければならない。

(軽微な変更)

第八条 法第六条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

(廃止の届出)

第九条 法第六条第五項の規定による届出は、様式第四の届出書を提出してしなければならない。

第十条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(説明会)

第十一条 法第七条第一項の規定による説明会は、大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者等を対象に、一回開催するものとする。ただし、都道府県が、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいと認め相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、三回を上限として都道府県が指定する回数開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であつて、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、行うものとする。

第十二条 法第七条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 都道府県の協力を得て、都道府県の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県が適切と認める方法

第十三条 法第七条第四項の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由であつて都道府県が認めるものとする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
- 二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないこと

2 法第七条第四項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの

(都道府県の意見等の公告)

第十四条 法第八条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

第十五条 法第八条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(都道府県の意見に係る変更の届出等)

第十六条 法第八条第七項の規定による届出は、様式第五の届出書を提出してしなければならない。

(都道府県の勧告等の公告)

第十七条 法第九条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(都道府県の勧告に係る変更の届出)

第十八条 法第九条第四項の規定による届出は、様式第六の届出書を提出してしなければならない。

(承継)

第十九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七の届出書を提出してしなければならない。

(経過措置に係る届出)

第二十条 法附則第五条第一項（法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第八の届出書を提出してしなければならない。

附 則

- 1 この省令は、平成十一年六月十一日から施行する。
- 2 法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る変更を行う場合における第八条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

附 則（平成十一年一〇月六日通商産業省令第九一号）

この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（平成一二年七月七日通商産業省令第一三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月三十一日通商産業省令第二七一号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号）

(施行期日)

- 1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日経済産業省令第一二七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年五月二八日経済産業省令第一六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三十一日経済産業省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（令和六年三月二九日経済産業省令第二六号）

この省令は、令和六年六月三〇日から施行する。

4 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、大規模小売店舗の設置者（以下「設置者」という。）に対し特に周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものである。

本指針は、設置者が大規模小売店舗立地法の届出に関し、大規模小売店舗の特性から、配慮することが求められている具体的な事項を示すものであり、設置者がその趣旨と内容を十分に理解するとともに、大規模小売店舗内の小売業者にも十分に周知し、協力を求めることが必要である。同時に、本指針は、大規模小売店舗立地法の運用に当たる都道府県、政令指定都市（以下「法運用主体」という。）はもとより同法の届出に係る大規模小売店舗の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、当該店舗の周辺地域の住民、事業者等（以下「地域の住民等」という。）にとっても、判断のよりどころになるものであり、これら関係者においても、本指針の趣旨、内容が十分に認識されることが不可欠である。

なお、本指針の内容は大規模小売店舗立地法の運用を行う上での基準を示すものではあるが、地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需給調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である。また、設置者及び小売業者は、小売業の地域密着型産業としての性質から、企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を行うべきことは言うまでもない。さらに、設置者は、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設（以下「併設施設」という。）の事業者においても同様の対応が求められている点に留意すべきである。

特に大型店の社会的責任の観点では、平成17年12月の産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議の中間報告「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」において、大型店の社会的責任の一環として、大型店がまちづくりに自ら積極的に対応すべきとされ、さらに事業者による中心市街地の活性化への取組について、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」第6条に責務規定が定められた。このような動きを踏まえ、関係業界団体において、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災・防犯への対応、退店時における早期の情報提供等、まちづくりへの貢献に関する自主ガイドラインの策定に取り組んできたところであるが、個々の事業者においても自主的な取組を積極的に行うことが強く期待される。

このうえで、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、大型店だけでなく、法運用主体、立地市町村、地域の住民等その他の関係者が連携し、それぞれの立場から積極的な貢献を行い、まちづくりのための多面的、総合的、継続的な取組が推進されることを強く期待する次第である。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

1. 設置者は、大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行うべきであることは当然であるが、大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境への影響については、本指針の示すところにより、予め十分な調査・予測を行い、適切な対応を行うことが必要であり、特に、深夜に営業活動を行う場合、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、とりわけ慎重な対応を行うことが必要である。

なお、この際に留意すべき事項や対応策の検討に当たって参照すべき事項は、二において定めるとおりである。

2. 設置者は、上記1.により対応を行うこととした事項について、大規模小売店舗立地法の定める説明会においては、地域の住民等への適切な説明を行うことが必要である。説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮するとともに、説明の中では、1.で行われた周辺地域の生活環境への影響についての調査の結果等一定の対応策を講ずるに至った背景事情を含め地域の住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要である。

3. 設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きを通じて述べられた法運用主体からの意見に対しては、誠意を持って対応し、その意見提出の背景となった生活環境上の問題の解消、軽減のため、合理的な措置を講ずるよう努め、また、その措置を講ずることとした理由又は講じないこととした理由について、データ等に基づく合理的な説明を行うよう努めることが必要である。

4. 設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きの中で講ずることとした対応策については、誠実に実効ある措置を講ずることが必要である。また、対応策の内容によっては、設置者のみならず、大規模小売店舗内の小売業者、小売業者以外の事業者等関係者による対応が必要な場合が想定されるが、こうした事項について、設置者は、施設の管理規程や契約書等に明記するなどにより関係者に十分周知し、履行確保のための必要な措置を講ずることが必要である。こうした責任ある対応を図るという観点から、設置者、設置者の委託等を受けた施設の管理者、小売業者、小売業者以外の事業者等においては、一体となって周辺地域の生活環境の保持のための対応が継続的かつ着実に行われることが必要であり、責任者を任命することによって、これを監督・管理する体制を整備することが望ましい。

5. 大規模小売店舗立地法に定める手続きは、大規模小売店舗の開店若しくは施設変更等に先だって行われるものであるが、開店若しくは施設変更等の後においても、設置者は、当該店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払うことが必要である。特に、届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合には再調査・再予測を行い、それに応じ、追加的な対応策を講ずるよう努めることが必要である。また、年末や売り出しの時期、大規模小売店舗の開店時等来客や商品等の搬出入が特に頻繁になる時期においては、大規模小売店舗立地法に基づいて講ずることとした通常時の措置に加えて必要な措置を講ずるなど適切な対応を図ることが望ましい。

二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って生ずる来客及び商品等の搬出入によって周辺地域において混雑等が生じ、地域の住民の生活の利便が損なわれたり、若しくは周辺で営業活動を行っている商業者等の事業者の業務上の利便が損なわれる場合がある。設置者は、施設の配置や運営に当たってはこうした生活環境上の問題を回避又は軽減することにより、地域の住民等の利便を確保するよう十分な配慮を払うことが必要である。このため、設置者は以下のような事項について配慮を行うこととする。

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

設置者は、駐車需要の充足その他地域の住民等の利便の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。その際、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合には、施設全体として必要な措置を講じることが期待されている旨留意しなければならない。

以下に示した事項は、設置者が自らの判断と負担において対応を検討すべき項目を示したものであり、地域の住民等の交通上の利便の確保を図るためには、道路、交差点等インフラの整備状況や信号調整等の交通規制の状況も踏まえて設置者としての対応策を検討することが必要である。このほか、大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体や道路管理者・公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号設置、信号現示の調整等が必要となる場合もある。したがって、設置者は、大規模小売店舗立地法に基づく以下の対応策を検討するとともに、併せて道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない。

なお、上記の調整により、インフラの整備や交通規制が予定されている場合には、地域の住民等にとって、交通対策が十分であるか否かは、これらの実施状況を含めて判断されるものであることに留意しなければならない。また、設置者はこのような検討の基本となる周辺の交通状況に関するデータ等を含め、設置者としての取組の全体像を地域の住民等に対して十分に説明することが必要である。さらに、大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に著しい影響を与えるおそれがあると見込まれる場合には、設置者は、駐車場の分散確保、経路の設定等講じようとする以下の対応策の事前評価を行うため、立地後の交通流動を予測することが必要である。

なお、市街地再開発事業等大規模小売店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられる場合には、そうした総合的な計画を踏まえて各種措置を講ずるものとする。

① 駐車場の必要台数の確保

設置者は、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる大規模小売店舗においては来客数が最大となる当該曜日）のピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数を基本として、以下の計算式により必要な駐車台数を確保（借上げ、公共

駐車場の利用等を含む。)するものとする。

なお、これは、大規模小売店舗が立地する地域において、駐車場整備計画等による包括的な駐車場の整備によって、当該店舗分を含む駐車需要が既に充足されており、かつ、将来にわたって充足されると見込まれる場合にまで、設置者が必要な駐車台数を別に確保することを求めるものではない。

$$\begin{aligned} \text{「必要駐車台数」} &= \text{「小売店舗へのピーク 1 時間当たりの自動車来台数」} \\ &\quad \times \text{「平均駐車時間係数」} \\ &= \text{「一日の来客（日来客）数（人）」} \left(\text{「A：店舗面積当} \right. \\ &\quad \text{たり日来客数原単位（人／千㎡）」} \times \text{「当該店舗面積} \\ &\quad \left. \text{（千㎡）」} \right) \\ &\quad \times \text{「B：ピーク率（％）」} \\ &\quad \times \text{「C：自動車分担率（％）」} \\ &\quad \div \text{「D：平均乗車人員（人／台）」} \\ &\quad \times \text{「E：平均駐車時間係数」} \end{aligned}$$

ここで、「ピーク率」とは（ピーク 1 時間の来客数）／（日来客数）、「自動車分担率」とは（自動車による日来客数）／（日来客数）とする。

「必要駐車台数」の算出に当たって、以下の点に留意することが必要である。

- 来客のための駐車場を従業員の通勤用の車や店舗の業務用の車、商品等の搬出入の車と共有する場合には、設置者は、ピーク時の業務状況等を勘案しつつ、必要な駐車台数を追加すること。
- オフィス、マンション、飲食店、銀行 A T M、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等の併設施設の利用者のための駐車場が小売店舗への来客用の駐車場と共用されるように設置される場合には、設置者は、本指針に示す考え方を参考に併設されている施設の利用者のための駐車台数を考慮して、「必要駐車台数」が確実に確保できるよう措置すること。
- 公共駐車場を来客のための駐車場として利用する場合には、設置者は来客が実際に利用すると見込まれる駐車場を選定するとともに、当該公共駐車場の駐車収容台数、ピーク時における稼働率等、「必要駐車台数」が確実に確保できることの根拠となるデータを示すこと。
- 積雪が多い地域において、来客のための駐車場の一部を雪の堆積場所として一定の期間にわたり利用する場合には、例えば、当該用途として占有されることとなる部分相当は駐車台数から控除する等「必要駐車台数」の確保に支障をきたさないこと。

上記の算出式中の各要素（A～E）については、以下の表に示す原単位等の値を基準とするものとする。ただし、法運用主体が交通対策の実施状況、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じ、本指針に定める自動車分担率等各原単位等の値とは別に、地域の基準を定め、予め公表している場合には、当該地域の基準を用いるものとする。例えば、「中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 9 2 号）」第 9 条第 10 項に規定する認定基本計画において公共交通機関の整備が盛り込まれている場合にあっては、公共交通機関の利用率に応じて法運用主体が地域の基準を定めた上で、「必要駐車台数」の緩和を行うことが可能となる。

さらに、設置者は、以下に掲げるような特別の事情により各表の示す値若しくは上記の算出式又は地域の基準によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等そ

の根拠を明確に示して他の方法で算出することができる。

なお、「既存類似店」とは、店舗面積その他の店舗の特性、立地する地区の特性その他の地域の事情に類似性があり、かつ、店舗の開店等の時期が近時である大規模小売店舗をいう。また、「既存類似店のデータ等」とは、既存類似店の最近の状況を示したものであることが必要であり、可能な限り多くの店舗のデータ等であることが望ましい。

- 市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺地域における駐車需要の充足について十分な対応がなされる場合
- シャトルバスの運行、パークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業への参加等により自動車による来客が減少することが見込まれる場合
- 公的な交通計画により、都市の中心部への自動車の乗入れ抑制策が講じられており、自動車による来客が減少することが見込まれる場合
- 自動車の乗入れが禁止されるなどにより当該店舗への自動車での来客が事実上見込めない若しくは極めて少ないと認められる場合
- 大きな家具を主として扱う家具店、大きな工作用品や園芸用品を主として扱うホームセンター、自動車販売店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により以下の日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合
- 当該店舗の周辺地域における自動車の利用実態に照らして、来客の自動車分担率が以下の表に示す値では過小または過大である場合

A：店舗面積当たり日來客数原単位		
	商業地区	その他地区
人口 40 万人以上	1,500 — 20 S (S < 20)	1,400 — 40 S (S < 10)
	1,100 (S ≥ 20)	1,000 (S ≥ 10)
人口 40 万人未満	1,100 — 30 S (S < 5)	
	950 (S ≥ 5)	

(単位：人/千㎡)

注 1) S は店舗面積 (千㎡)

注 2) 「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。(「C：自動車分担率」について同じ。) なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口 40 万人以上」の、「自動車分担率」については「人口 100 万人以上」の原単位を用いるものとする。

注 3) 「商業地区」とは、用途地域における商業地域、近隣商業地域及び商業機能の増進を目的とする特別用途地区を、「その他地区」とはそれ以外の地域をいう。ただし、当該店舗が立地する地点の公共交通機関利用者の利便性、周辺地域の商業集積の状況や土地利用状況等から判断して、これによることが適当でないと認められる場合は、法運用主体と協議して、用途地域上は商業地区に該当する場合であってもその他地区として取り扱うものとする。(「C：自動車分担率」について同じ。)

B：ピーク率	14.4%
--------	-------

C：自動車分担率		
	商業地区	その他地区
人口 100 万人以上	$7.5 + 0.045L$ ($L < 500$)	50
	30 ($L \geq 500$)	
人口 40 万人以上 100 万人未満	$12.5 + 0.055L$ ($L < 500$)	65
	40 ($L \geq 500$)	
人口 10 万人以上 40 万人未満	$37.5 + 0.075L$ ($L < 300$)	70
	60 ($L \geq 300$)	
人口 10 万人未満	$40 + 0.1L$ ($L < 300$)	80
	70 ($L \geq 300$)	

(単位：%)

注 1) L は駅からの距離 (m)

注 2) ここでいう「駅」は当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅を指すが、地域の実情により、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、法運用主体と協議し、バスターミナル等バス路線が相当数集中する地点を「駅」として、上記の分担率を適用することができる。

D：平均乗車人員	
店舗面積	乗車人員
10,000 m ² 未満	2.0
10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	$1.5 + 0.05S$
20,000 m ² 以上	2.5

(単位：人／台)

注) S は店舗面積 (千 m²)

E：平均駐車時間係数	
店舗面積	駐車時間係数
10,000 m ² 未満	$30 + 5.5S$ 60
10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	$65 + 2S$ 60
20,000 m ² 以上	1.75

(無単位)

注) S は店舗面積 (千 m²)

なお、併設施設を含めた必要駐車台数の基本的考え方を参考に示す。

併設施設を含めた施設全体の必要駐車台数を勘案する場合には、併設施設の種類・規模等に応じ、さまざまなケースがあるため、一律の基準を示すことは困難であるものの、法運用主体と調整の上、下記イ又はロのいずれかの考え方で行うことも可能である。

イ、大規模小売店舗と併設施設の両方の施設を利用する場合には、小売店舗の必要駐車台数の算出式の平均駐車時間係数などに影響を及ぼす場合がある。しかしながら、

駐車場の利用との関係では、それぞれ別の自動車の来客があった場合と同じとみなし得るため、両施設を利用する者については、併設施設を単独利用したものとみなし、利用者数や施設稼働率等から推察される併設施設の必要駐車台数を小売店舗の外数として算出する。

- ロ．併設施設を含めた必要駐車台数については、下記 a．から c．の併設施設の種類に応じた考え方や数値を目安として必要な駐車台数を推測し、複数の種類に属する施設等がある場合にはそれらの必要駐車台数を合算して、併設施設を含めた必要駐車台数を算出する。

併設施設の種類毎の考え方は以下のとおりである。

- a．オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合

施設毎にある程度利用者が特定されるため、当該施設の規模等に応じて併設部分の必要駐車台数を算出する。

- b．飲食店、銀行 A T M、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合

当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の 2 割を超えない範囲である場合には、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数として考える。

2 割を超えた場合について、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。

併設施設の割合	指針値との比率式（X：併設施設の割合％）
20～50％	$0.010X + 0.80$
50～80％	$0.008X + 0.90$
80％～	$0.002X + 1.38$

注 1）併設施設の割合が小売店舗より過大になる場合には、設置者が併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を考慮する必要がある。

注 2）併設施設の中に、併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

注 3）必要駐車台数を整備する場合には、設置者は、併設施設の事業者と具体的な駐車場の設置方法等について調整する必要がある。

- c．小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合（小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合）

主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を判断する。

② 駐車場の位置及び構造等

①により必要駐車台数が確保された場合においても、駐車場の位置、構造等の在り

方によっては公道における駐車場への入庫待ち行列が発生し得ることから、設置者は、これを最小限のものとするため、大規模小売店舗付近における交通の現況及び予測される来客の自動車台数に基づいて、以下の対応策を講ずることが必要である。

具体的には、効率的な駐車場形式の選択、敷地内における入庫待ちスペースの確保、出入口の数及び位置の調整、駐車場の分散、駐車場出入口付近での交通整理、歩行者等との動線の分離等の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが必要である。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車台数が相当数見込まれる場合であって、その施設への来客の自動車のための出入口が小売店舗への来客の自動車のための出入口と共用されるときは、その自動車台数も考慮して必要な措置を講ずるものとする。

イ．効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

設置者は、出入庫が周辺道路の交通に及ぼす影響を最小限にとどめるよう配慮することが必要である。具体的には、設置者は、来客の自動車の方向別台数を予測し、交通整理員の配置や経路設定等も勘案した上で、駐車場出入口の数及び位置を設定し、各出入口における入庫処理能力がピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形式を選定することが必要である。また、駐車場の出入りは左折を原則とし、駐車場内及び出入口においては入庫車、出庫車、自転車、歩行者等の動線を分離することにより円滑な出入庫や駐車が可能となるよう配慮することが必要である。この際、歩行者等の安全や駐車場からの排気ガス等についても配慮し、また、閑静な住宅街に面して極力出入口を設けないなど近隣の住民等への騒音についても十分な配慮を行うものとする。

なお、駐車場の出入口については、設置者は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場を設置しようとする場合にあっては、これを遵守することは当然であるが、その他の場合にあっては、当該駐車場の出入口の位置は当該基準に則したものとなるよう努めるものとする。

入庫処理能力については、例えば、ゲート入庫処理時間は、メーカーより提供される 1 台当たりの処理時間に乗客の乗降時間等を加えたものとする。

参考までに、現存する代表的な駐車場方式による入庫処理能力を示すと、平面自走式駐車場（オペレータあり）は約 8 秒、垂直循環方式の機械式駐車場は約 1 分 30 秒である。

ロ．駐車待ちスペースの確保

また、イ．のとおり適切に措置された場合においても、一時的に一度に相当数の来車が集中して公道における入庫待ち行列が発生しないように、必要に応じ敷地内に必要な駐車待ちスペースを確保するなどの対応を行うことが必要である。必要となる標準的なスペースについては以下の計算式により算出することが可能である。

なお、駐車場の配置や構造等特別な事情があるときは、これを勘案して設定するものとする。

$$\begin{aligned} \text{「各入口に必要な駐車待ちスペース」} &= (\text{当該入口の 1 分当たりの来台数} \times 1.6 - \text{当} \\ &\quad \text{該入口の 1 分当たり入庫処理可能台数}) \\ &\quad \times 6 \quad (\text{m : 平均車頭間隔}) \end{aligned}$$

上記の駐車待ちスペースは、発券ブース等までの距離として確保されるものであり、自走式平面で発券ブース等がない場合については、駐車場内の車路等に必要なスペースが確保されればよいものとする。

ハ．駐車場の分散確保

駐車場の設置地点における物理的制約等によって十分な出入口数を確保できないなど、の方法によっては必要な時間当たり入庫処理能力を得ることができず、周辺道路において入庫待ち車両による新たな渋滞が発生するなど、周辺道路の交通に大きな影響が生じると予想される場合においては、設置者は適切な位置に複数の駐車場を設置する（借上げ、公共駐車場の利用等を含む。）ことにより、必要な入庫処理能力の確保を図ることが必要である。

具体的には、設置者は、当該駐車場入口の入庫処理能力、来客の自動車の方向別の台数予測、当該入口に面する道路、直近交差点及び周辺交通の状況から、発生する駐車待ち行列の長さ及び継続時間、駐車待ち車両に起因する交通の阻害や交通容量の低下による渋滞の発生見込み等を推定し、その結果、各駐車場周辺の道路の交通に明らかに大きな影響を与えると考えられる場合には、駐車場の分散確保を図るものとする。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体が駐車場の集約化、既存駐車場の有効利用等について駐車場整備計画等を策定している場合は、設置者は、駐車場の配置や運営方法を設定するに当たっては、こうした取組に協力することが必要である。

ニ．駐車場出入口における交通整理

自動車による来客が多数見込まれる場合においては、駐車場の出入口等来客の誘導若しくは交通安全上重要な地点に交通整理のための人員の配置を行うなど適切な措置を講ずることが必要である。同時に、近隣における違法駐車を抑止するという観点からも、適切な人員の配置が必要となる場合がある。必要な人数や配置場所は個別の店舗の立地場所、周辺の交通状況等によって異なり、また、自動車による来客の集中度に応じその必要性は変化するが、特に、相当数の自動車による来客が見込まれる時間帯においては、駐車場の出入口に整理員を配置するなどの措置を講ずることが必要である。

③ 駐輪場の確保等

設置者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（平成5年法律第87号）に基づき、大規模小売店舗の所在する地方公共団体により自転車駐車場附置義務条例が制定されている場合には、それに基づき適切な駐輪場規模を確保することは当然であるが、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる店舗においては来客が最大となる当該曜日）のピーク1時間に必要な駐輪場の収容台数を原則として店舗の敷地内に確保するものとする。

なお、駐輪場の収容台数については、業態、店舗規模、立地場所、近隣の自転車使用実態等により店舗ごとに相当程度差異があるため、一律に原単位等を定めることは不適当であるが、参考までに、自転車を利用する来客の割合が高いと考えられる商業地区における食品スーパー及び総合スーパーにおける現状の整備台数から試算すると、例えば、店舗面積3,000㎡以下の店舗では、平均で店舗面積約35㎡当たり1台となっている。併せて、設置者は、駐輪場の利用の効率性を高め、来客による近隣における放置自転車を抑制する等の観点から、駐輪場を適切な位置に配置すると

もに、適切な管理を行うものとする。なお、原動機付自転車については、自転車と一体として取り扱われていることが多く、同様の対策を講じることが期待されている。

④ 自動二輪車の駐車場の確保

設置者は、自動二輪車についても、年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間に必要な駐車場を確保し、その場所を明示すること等の配慮を行うことが必要である。特に、自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる大規模小売店舗にあっては、原則として、一定の区画を区分して、自動二輪車の駐車場を確保するよう努めるとともに、安全の確保への十分な配慮を行うものとする。

⑤ 荷さばき施設の整備等

イ. 荷さばき施設の整備

設置者は、商品等の搬出入のための作業を行う間、搬出入車両が公道に駐車し一般の通行が妨げられることのないよう周辺交通の安全と円滑の観点から当該車両を駐車しておくスペースの位置について適切に配慮することが必要である。同時に、店舗の開店している時間帯においても相当数の搬出入車両がある場合においては、自動車を利用する来客の割合から見て問題がないことが明らかである場合を除いて、搬出入車両専用の出入口を設けるなどの対応が必要である。この際、搬出入車両の出入口は、出入庫による周辺道路の交通に及ぼす影響が最小限となるよう配慮するとともに、歩行者等の通行に支障がないように配慮して、その位置を設定することが必要である。また、荷さばき施設の規模や構造については、店舗によって大きく異なるが、想定される搬入商品の大きさ等を勘案し荷さばきに必要な作業スペースを確保するとともに、想定される搬出入車両の大きさ等に適合した幅、奥行き及びはり下の高さを確保することにより、搬出入車両を安全かつ円滑に駐車させ、出入りさせることができるものとする必要がある。特に多くの搬出入車両が予想される場合には、荷さばき施設において複数車両の作業が並行して行われるよう、また、1 台当たりの作業が十分に効率的に行われるよう工夫されることが必要である。荷さばき施設の規模は、その処理能力がピーク時の車両数による負荷を上回るよう設計されることが必要であり、処理能力は平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能な台数から算出するものとする。

ロ. 計画的な搬出入

搬出入車両による周辺道路の混雑は、計画的な搬出入を行うことにより回避又は軽減することが可能である。具体的には、搬出入車両が一定時間に集中することを回避すること、周辺道路の混雑状況に照らして比較的余裕のある時間帯に搬出入を行うこと等について必要な考慮を行うことが必要である。ただし、後述の騒音の発生について問題を生じないよう配慮することが必要である。また、複数の小売業者等が大規模小売店舗において営業活動を行う場合には、事業者相互が十分な連絡、連携をとることが必要であり、設置者、管理者が適切な施設運営計画を示すなどの工夫が必要である。

一方で、こうした計画的運行を強調する余り、周辺道路等に時間待ちの搬出入車両が駐車することとなれば、本来の趣旨が損なわれるため、特に、一定以上の搬出入車両を利用することが見込まれる施設にあっては、上記イ. で予測した結果等をもとにして店舗の敷地内に荷さばき待ちの車両が駐車できるスペースを確保することが必要である。

⑥ 経路の設定等

設置者は、大規模小売店舗に向かう来客や事業者が、大規模小売店舗及びその施設に到着するまでに適切な手段や経路を選択できるよう、以下の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが必要である。

イ．設置者は、来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内経路を、以下のような点に配慮して適切に設定するとともに、案内表示の設置や交通整理員の配置を行うほか、掲示板、ビラ等を用いて混雑時間帯や経路等に関する情報提供を行うことが必要である。また、駐車場から出庫する来客の自動車が周辺道路の交通に大きな影響を及ぼすと予想される場合には、同様の考え方により、出庫してからの経路を設定することが必要である。特に、繁忙期にあつては、交通整理員の配置や自動車での来店自粛を呼びかけるなどの措置を講ずることが必要である。

- 駐車場への経路が複数想定される場合においては、最も混雑の発生が小さくなるような経路を、自動車を利用する来客が選択することができるように設定すること。
- 駐車場への経路が住宅地の生活道路や沿道に療養施設、社会福祉施設等が設置されている道路等静穏が要求されるような道路や歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路や狭隘な道路を回避するようにすること。やむを得ず経路の一部がこうした道路を通る場合においては、登下校時間帯の通行を避けることや不用意なクラクション等による騒音を抑えること等を来客に呼びかけるなどの措置を講ずること。特に、深夜に営業活動を行う店舗における案内経路の設定等にあつては、これらについて、慎重な対応を要すること。
- 駐車場への経路が右折を伴うように設定される場合には、来客の自動車による右折待ち渋滞等が発生しないようにすること。
- 駐車場へは左折入出庫を原則とし、設置者は、来客の自動車が極力駐車施設へ右折入庫することとならないようにすること。ただし、右折を伴う来客の自動車が少数である場合や適切な右折用車線が確保されている場合等、周辺の交通状況に与える影響が少ないとき、若しくは、右折入庫することによる周辺道路の交通への影響が左折入庫することによる影響よりも過小である場合はこの限りではない。

ロ．設置者は、搬出入車両についても上記イ．と同様の視点から、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、当該搬出入に係る事業者に対し、当該搬出入車両の運行による混雑が少なくなるような経路を選択するように働きかけることが必要である。また、特に、経路上に学校等が位置する場合等には、登下校時間の運行を避ける、交通整理員の配置により安全の確保を図るなどの配慮を行うことが必要である。

ハ．設置者は、店舗の敷地内に新たにバス、タクシー等のための駐車場を設けることが必要な場合には、バス、タクシー等を停車させ来客を乗降させるためのスペースを確保するよう努めるものとする。

ニ．設置者は、大規模小売店舗が立地する地域において、当該店舗の所在する地方公共団体や公共交通事業者等の関係者がパークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業を行っている場合には、かかる事業の趣旨を踏まえ、こ

うした事業に可能な限り協力を行うことを検討することが必要である。具体的には、来客に対してこうした事業の情報を提供し、利用を働きかけるなどの対応を講じるほか、駐車場、荷さばき施設の配置、運営方法について、こうした事業の円滑な実施を阻害しないよう配慮することが必要である。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車用の駐車場出入口が小売店舗の来客の自動車用の駐車場出入口と共用されるように設置されることにより、案内経路が重複し、上記経路設定に大きな影響を及ぼす場合には、それについても考慮して上記の措置を講じるものとする。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

大規模小売店舗の施設の構造によっては、それまで通り抜け可能であった通路が閉ざされ、歩行者等が迂回しなければならない場合があり、周辺が商業地域である場合、周辺の商店等の顧客の通行の利便が損なわれる可能性がある。こうした点も考慮し、設置者は、従来の歩行者等の通行の利便や安全が損なわれるおそれがある場合若しくは当該店舗の所在する地方公共団体が策定する公的な計画に基づいて既に通行の利便や安全の確保のための事業が行われている場合においては、大規模小売店舗の施設の出入口の位置、敷地内の通路の位置等について適切な工夫を行うことが必要である。また、一般の歩行者等が主に通行する道路側に荷さばき施設を設けること等により通行の円滑が妨げられることのないよう十分に周辺の状況に配慮することが必要である。

店舗の閉店後においても、当該立地地点周辺の通過、通行の需要が高く、大規模小売店舗の立地によって従来と比較して夜間の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な夜間照明設備の設置等の配慮を行うことが必要である。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の減量化やリサイクルを促進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成することは、社会全体として求められている課題であり、特に小売業者は、循環型社会を構築する観点から、商品の製造事業者と消費者との接点として非常に重要な役割を担っている。このため、設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、関係法令等の制定等による制度面での進展や、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の施策との整合性に配慮しつつ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するよう努めなければならない。また、かかる認識に立ち、設置者は、地域の住民等の意識を高めるために、設置者又は大規模小売店舗内の小売業者が「廃棄物減量化」及び「リサイクル推進」に資する活動等を関係法令に基づき又は自主的に実施する予定となっている場合においては、その内容について地域の住民等への情報公開を推進するものとする。

(4) 防災・防犯対策への協力

大規模小売店舗は生活空間から一定の範囲に設置され、かつ比較的広大な敷地を有する施設であることから、設置者は、大規模小売店舗の所在する地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等について締結要請があった場合、必要な協力を行うこととする。また、大規模小売店舗は周辺の住居等から一定の範囲に立地し、夜間に

営業活動を行う店舗も多いことから、特に深夜には周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力が期待されているところであり、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等の配慮を行うことが望ましい。その際、設置者は、併設施設における防犯・非行防止についても留意すべきである。

2. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って発生する業務音や廃棄物等は、施設の配置や運営方法によっては、地域の住民等の生活環境を悪化させる場合がある。設置者は、このような事態を回避するために以下のような事項について配慮を行うことが必要である。

(1) 騒音の発生に係る事項

設置者は、大規模小売店舗の営業活動に伴い発生する騒音について、騒音の防止に関連する法令を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うものとする。

① 騒音問題に対応するための対応策について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、騒音の発生部位や騒音の種類に応じ、騒音の発生の防止又は緩和のために適切な対応策を講じなければならない。設置者は、対応策の検討に当たって、騒音の発生の時間帯、療養施設、社会福祉施設等の有無等の立地場所周辺の状況等地域の特性及び騒音関係法令における地域や時間の取扱い等に考慮しつつ、下記②において予測・評価した結果を踏まえるものとする。その際、深夜・早朝においては、特に、静穏な生活環境の保持を求められることに留意しなければならない。さらに、対応策について、地域の住民等の理解を得られるよう騒音の発生の防止又は緩和のために配慮した事項については、公表するように努めなければならない。

具体的には、以下のような対応策を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。なお、一般的には、施設の配置計画や建築計画における対応策は、運営面での対応策に比して騒音を低減させる効果が大きい点にも留意することが必要である。また、届出時に、下記②において予測・評価した結果が、騒音発生源となる施設及び機器の経年劣化や施設の配置又は運営方法の変更等により、実態との間に著しい乖離を生じさせている場合には、それに応じ、事後の対策を講じるよう努めることが必要である。

イ. 騒音問題への一般的対策

設置者は、施設の配置や構造の決定に際しては騒音の発生の防止又は緩和の視点からの配慮を念頭においてこれを行わなければならない。例えば、住居に面している方向には下記ロ. 及びハ. に記載する騒音発生源となる施設及び機器を極力配置しないようにすること等の配慮が重要である。また、施設と低層の住居が隣接している場合等には遮音壁等を設置することや緑地帯を確保することにより住居との距離を確保することも有効な対策となる場合がある。一方、遮音壁は住居等からの視界を制約し、住居等の風通しや日照に影響を及ぼす可能性もあるので、必要に応じ近隣の住民等と調整した上で設置することを検討することが求められる。

ロ．荷さばき作業等大規模小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策

a．荷さばき作業に伴う騒音対策

荷さばき作業は、大規模小売店舗になくってはならない作業であるが、特に深夜・早朝に行う場合には、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、騒音に対する十分な配慮が必要とされる。これらの騒音を低減する方策としては、次のような措置が挙げられる。

1) 荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床の段差の回避、緩衝機能を有するクッション製の素材の採用若しくは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等の施設建築計画面での配慮

2) 荷さばき作業時間の特定、必要不可欠な場合を除いた荷さばき車両のアイドリングの禁止の徹底、低騒音型の荷さばき機器の導入の促進、作業人員への騒音防止意識の徹底等荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮

特に深夜・早朝における荷さばき作業については、大規模小売店舗にとって最も騒音上のトラブルが生じることの多い騒音発生源であることを認識し、設置者として地域の住民等の理解が得られるよう十分な対応を行うよう努めなければならない。

b．営業宣伝活動に伴う騒音対策

大規模小売店舗において、BGMの使用や営業宣伝やアナウンスを行う場合には、これらが地域の住民等にとって受忍を超える騒音とならないよう配慮することが必要であり、その対策としては、実施時間帯の特定及び音量の低減、拡声器等の配置場所における配慮等が挙げられる。

ハ．付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

a．冷却塔、室外機等からの騒音

施設で用いる冷却塔、室外機等の設置に伴い、騒音が発生することがある。これらの機器を屋外に設置する場合の対策としては、機器周辺の遮音効果を高めること、低騒音機器を導入すること、機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止することにより騒音の発生を低減すること等の対応策が挙げられる。

b．給排気口等からの騒音

給排気口等においても、風切り音や送風機等の機械騒音が放射されることがある。これらの騒音に対する対策としては、吹き出し口、吸い込み口の形状の検討、ダクト等の吸音、風速、風量の調整、低騒音型の送風機等の導入等が挙げられる。

c．駐車場からの騒音

駐車場を付設する場合には、敷地内での自動車騒音についても考慮した上で設置すること等が必要となる。具体的には、次のような措置が挙げられる。

1) 駐車場の屋内化及びこれに伴う天井・壁の吸音処理、立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、低騒音舗装、床の段差の回避等の施設の配置・構造面での配慮

2) 駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等運営面での配慮

なお、駐車場内においては、不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等を行わないことが必要であり、来店者等に対して表示板等によるアイドリ

ング防止の呼びかけを行うなど適切な措置を講ずることが必要である。さらに、青少年等の蛸集等により騒音が発生することを防止するため、特に深夜・早朝においては駐車場の出入口の施錠、警備員の巡回等の必要な措置を講じ、適切に管理することも必要である。

d. 廃棄物収集作業等に伴う騒音

廃棄物収集作業等に伴い騒音が発生することも予想される。施設の配置面での配慮、廃棄物処理業者への騒音抑制意識の向上の働きかけ、深夜や早朝における作業回避等回収時間帯の制限等が騒音を低減する方策として挙げられる。

② 騒音の予測・評価について

設置者は、自ら講じようとする対応策が妥当であるか否かを予測・評価するものとする。全ての設置者は、必要に応じ専門家等の意見を考慮しつつ、下記ロ. に沿って騒音全体についての予測を行い、総合的な騒音の評価において、参考①「騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）」に示す基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。さらに、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、下記ハ. に沿って夜間発生が見込まれる個々の騒音についての予測を行い、参考②「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）」に示す夜間における基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。（なお、ここでいう「夜間」とは、これを評価する基準値となる騒音規制法（昭和43年法律第98号）において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯（午後9時、10時又は11時から翌日の5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの）とすることを原則とし、予測地点において騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができる。）また、大規模小売店舗立地法第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することが望ましい。

なお、大規模小売店舗立地法第5条第1項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗と建築物の構造及び発生する騒音、設備、運営方法等に類似性のあつた大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することができる。さらに、夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対応策を講じることが期待されている点にも留意すべきである。

イ. 予測・評価に当たつての基本的事項

a. 予測・評価の対象となる騒音の種類と分類

設置者が予測・評価すべき騒音の種類は、次のとおりとする。

なお、騒音は、その時間的なレベル変動の特性から、以下の3つに分類するものとし、下記ロ. 及びハ. に記載する予測・評価を行う場合には下記の分類に沿って行うものとする。

なお、下記に記述するもの以外から発生する騒音については、騒音の発生のレベルや頻度、現実的予測の難易性等を勘案し、予測の対象としていないが、自家発電設備による騒音等、下記と同等の影響があり、予測することが可能と認められる場合には、これらもあわせて予測を行うものとする。

- 1) 定常騒音（騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音）
 - 冷却塔、室外機等から発生する騒音
 - 給排気口等から発生する騒音
- 2) 変動騒音（騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音）
 - 敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）
 - 荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音
 - 廃棄物収集作業等に伴う騒音
 - BGM（バック・グラウンド・ミュージック）、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音
- 3) 衝撃騒音（一つの事象の継続時間が極めて短い騒音）
 - 荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音

b. その他事項

騒音の予測は、騒音発生源の特性に応じて、騒音のパワーレベル、騒音のピーク値（最大値）、騒音の発生が予測される時間帯等の予測条件を用いて、下記ロ. 及びハ. に述べるとおり、音の伝搬理論に基づく予測式による方法等それぞれの評価方法と比較可能な方法を用いて行うものとする。

ロ. 騒音の総合的な予測・評価方法

a. 予測方法

大規模小売店舗の施設から発生する騒音全体について、以下の方法により、予測を行うものとする。

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

1) 予測地点

「原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外」とする。

ただし、住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については、これを予測する必要はない。一方、高層住居等が隣接している場合には、仮に遮音壁を設置してもその効果の及ばない高層住居における騒音についても予測することが望ましい。

2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日におけるその昼間（午前6時～午後10時）及び夜間（午後10時～午前6時）における等価騒音レベルを予測するものとする。予測は、上記イ. a. の騒音の発生源ごとに、騒音の継続時間を勘案して算出し、これを合算する。

※ 「等価騒音レベル」とは、ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものの。時間的に変動する騒音のある時間における等価騒音レベルはその時間範囲における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当する。単位はデシベル(dB)。

b. 評価方法

設置者は、騒音の予測場所において適用される下記参考①「騒音に係る環境基準」に示す基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を

超えないよう努めるものとし、この観点から、自らの施設から発生が予想される全体の騒音を評価するものとする。

なお、予測場所の地域において都道府県知事による「騒音に係る環境基準」の地域の類型が指定されていない場合には、住居等の集合の状況、土地利用の実態及び将来の計画等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る店舗に適用される地域の類型を推定することができる。

〔参考①〕騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）（抜粋）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- （注）1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ハ．発生する騒音ごとの予測・評価方法

ア．予測方法

設置者は、上記ロ．の総合的な騒音の評価に加え、それぞれの騒音源が発生する騒音の最大値等に着目し、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、以下の方法により、予測を行うものとする。

ここでいう「夜間」とは、騒音規制法において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯（午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの）とすることを原則とし、予測地点について騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができる。（以下ハ．において同じ。）

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

1) 予測地点

大規模小売店舗の敷地の境界線とする。この場合、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行うこととする。

なお、騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測しておくことが望ましい。

2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日において、定常騒音の場合には「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」を予測するものとする。

なお、「騒音レベルの最大値」は騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとする。

b. 評価方法

設置者は、騒音の測定場所において適用される「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に示す夜間における基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、「夜間」に見込まれるそれぞれの騒音を評価するものとする。その際、当該騒音の発生の位置、継続時間等を勘案するものとする。

なお、予測場所の地域において騒音規制法に基づく地域の指定が行われていない場合には、大規模小売店舗の立地場所の用途地域等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る大規模小売店舗に適用される区域の類型及び基準値を推定することができる。

〔参考②〕特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）（抜粋）に示す夜間における基準値

第1種区域	40デシベル以上 45デシベル以下
第2種区域	40デシベル以上 50デシベル以下
第3種区域	50デシベル以上 55デシベル以下
第4種区域	55デシベル以上 65デシベル以下

（備考）

※第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- 1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

（2）廃棄物に係る事項等

設置者は、建物内の小売店舗から排出される廃棄物等（小売業の事業活動に伴い排出されるものであって再資源化可能なものを含む。以下同じ。）に係る保管・運搬・処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行わねばならない。設置者は、廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関連する法令、大規模小売店舗が所在する

地方公共団体の条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮し、適切に対応しなければならない。

① 廃棄物等の保管について

設置者は、廃棄物等が処理され、又は、処理のため搬出されるまでの間、廃棄物等を適切に管理し散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭の問題や衛生上の問題が生じないように配慮することが必要である。その際、特に、飲食店が併設されている場合においては、生ごみ等の発生が見込まれるが、一部地方自治体で定められている条例によると、飲食店における廃棄物の一般的な排出量原単位は、 0.20 kg/m^2 であるので、これを参考としつつ、保管容量を確保する必要がある点に留意すべきである。

イ. 保管のための施設容量の確保

設置者は、下記に分類する廃棄物等の種類ごとに必要となる保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管施設を確保するものとする。特に、生ごみについては、十分な保管容量を確保するとともに、悪臭が周辺に発散することや汚水が流出することを防止するための適切な対策を講じることが必要である。確保すべき保管容量については、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の条例等に、確保すべき廃棄物等の保管容量等の基準が定められている場合にあっては、これに従うものとするが、その他の場合にあっては、以下の考え方によるものとする。

$$\begin{aligned} \text{「廃棄物等の保管容量 (m}^3\text{)」} &= \text{「A：1日当たりの廃棄物等の排出予測量 (t)」} \\ &\times \text{「B：廃棄物等の平均保管日数」} \\ &\div \text{「C：廃棄物等の見かけ比重 (t/m}^3\text{)」} \end{aligned}$$

ただし、廃棄物等の排出量については、店舗の運営方法等によって大きく差異があることから、上記計算式及び以下の各表に示す原単位によることが適当でない場合は、その根拠を示して他の方法で算出することができる。かかる場合には、主たる小売業者が同一であって取扱い品目・規模等が同種の店舗における実績値等を参照し、算出された値を修正することができる。

廃棄物等の排出量に影響を及ぼす事項としては次のようなものが考えられる。

○ 紙製廃棄物等

ダンボールを使用しない納入方法(通い箱・リターナブルコンテナ等の使用、ハンガー納品の実施等)を採用する場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。

○ 空き缶・空き瓶・ペットボトル等

店頭において空き缶・空き瓶・ペットボトル等を回収している場合には、当該廃棄物等の排出量を増加させることがある。

○ 生ごみ等

食品を取扱う店舗において、食品加工場を付設していない場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。

なお、廃棄物等の保管場所が、小売店舗以外の施設から排出される廃棄物等と同一の場所である場合には、設置者は、小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出予測量も考慮して上記計算式により算出した「廃棄物等の保管容量」が確実に確保できるよう措置することが必要である。さらに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に関連する法令等に基づき、大規模小売店舗内の小売業者が廃棄物等の回収を行

う場合には、将来的な回収見込み量（廃品の引取りも含む。）をも勘案して適正な保管容量を確保することが必要である。また、下記の分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、別途、適切な保管容量を確保するものとする。

- 1) 紙製廃棄物等（ダンボール等再資源化の可能なものに限る。）
- 2) 金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）
- 3) ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）
- 4) プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）
- 5) 生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）における食品廃棄物等を指す。）
- 6) その他の可燃性廃棄物等

上記算出式中の各要素（A～C）については、以下の考え方により算出するものとする。

A：1日当たりの廃棄物等の排出予測量

廃棄物等の排出量は、取扱品目等から発生が見込まれる廃棄物等の種類ごとに、下記の分類に沿って、原則として以下に示す計算式により、年間の平均的な時点における廃棄物等の排出予測量を算出するものとする。その際の各原単位は以下の表に示す数値を基準とするものとする。ただし、廃棄物等の種類ごとの発生の要因となる取扱品目の取扱量が極めて少ない場合等、特別の事情により、以下に示す数値又は計算式によることが適当でない場合には、既存類似店のデータ等根拠を明確に示し他の方法で算出することができる。

なお、店舗面積が6,000㎡を超える店舗については、店舗面積が6,000㎡以下と店舗面積が6,000㎡超の部分に、それぞれに対応した原単位を使用して算出した数値を合算するものとする。

$$\text{「1日当たりの廃棄物等の排出予測量(t)」} = \text{「店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位(t/千㎡)」} \times \text{「店舗面積(単位：千㎡)」}$$

[店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位]

紙製廃棄物等		
店舗面積	6000㎡以下の部分の原単位	0.208
	6000㎡超の部分の原単位	0.011

(単位：t/千㎡)

金属製廃棄物等		
店舗面積	6000 m ² 以下の部分の原単位	0.007
	6000 m ² 超の部分の原単位	0.003

(単位：t／千m²)

ガラス製廃棄物等		
店舗面積	6000 m ² 以下の部分の原単位	0.006
	6000 m ² 超の部分の原単位	0.002

(単位：t／千m²)

プラスチック製廃棄物等		
店舗面積	6000 m ² 以下の部分の原単位	0.020
	6000 m ² 超の部分の原単位	0.003

(単位：t／千m²)

生ごみ等		
店舗面積	6000 m ² 以下の部分の原単位	0.169
	6000 m ² 超の部分の原単位	0.020

(単位：t／千m²)

その他の可燃性廃棄物等		
		0.054

(単位：t／千m²)

B：廃棄物等の平均保管日数

上記Aで分類した廃棄物等の種類ごとに平均保管日数を算定するものとする。

C：廃棄物等の見かけ比重

廃棄物等の見かけ比重については、下記の数値を用い、又は、根拠を示して他の数値を用いることとする。その際、以下の点に留意することが必要である。

- プラスチック製廃棄物等であっても、化粧品のプラスチックボトル等、下記の数値を大きく超える種類もあること。
- 生ごみ等水分含有率が一定でない廃棄物等について、下記の数値を上下する場合があること。

- 機器を用いて、廃棄物等を圧縮する場合には、これを勘案することができ

ること。

[参考値] 廃棄物等の比重

	比重
紙製廃棄物等	0.10
金属製廃棄物等	0.10-0.15
ガラス製廃棄物等	0.10-0.30
プラスチック製廃棄物等	0.01-0.04
生ごみ等	0.55
その他の可燃性廃棄物等	0.38

(単位：t/m³=kg/L)

ロ．廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について

設置者は、廃棄物等の保管場所の位置、構造等を決定するに当たっては、大規模小売店舗の所在する地方公共団体における廃棄物等の分別の状況等を十分考慮するとともに、以下の事項を配慮しなければならない。

- a．廃棄物等の保管施設の位置・構造等については、廃棄物等の種類ごと、処理方法ごとに分別して保管する等、搬出作業の利便の確保を図るとともに、中間処理及び搬出作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限のものとするように配慮するものとする。
- b．特に生ごみを排出する大規模小売店舗においては、周辺への悪臭の発散等を防止するため、若しくはカラス等による廃棄物等の散乱を防止するため、保管施設の密閉性を確保するとともに、適正な温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対策を行うものとする。

② 廃棄物等の処理について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力の上、廃棄物等に関連する法令の規制に則って、周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮しつつ、廃棄物等の運搬等処理に関し適正な施設の配置及び運営等を行わなければならない。さらに、廃棄物等の敷地内の処分、リサイクル等を行う場合には、これらの活動が与える地域の住民等への生活環境上の影響を十分勘案して、設備等の配置や運営を行わなければならない。

具体的には、設置者は下記のような措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。

- イ．廃棄物等を敷地外で処理する場合には、十分な運搬頻度を確保すること。特に、繁忙期等廃棄物等が大量に生じる時期等については、廃棄物等の保管容量を超えないよう必要に応じ運搬頻度等を増やすこと等について柔軟な対応を講じること。
- ロ．廃棄物等の運搬予定業者等処理業者の決定に当たっては、関係法令等に配慮しつつ、適正な処理が確保されるように適切な業者の選定を行い、廃棄物等の引き渡しについては、運搬予定業者等処理業者に対し、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するため、その性状等について必要な情報提供を行うこと。
- ハ．敷地内で廃棄物等を処理する場合（圧縮機等による中間処理を含む）には、その具体的方法及び関連設備について関係法令の規制に従い適正に行うとともに、関連作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限とするような設備の配置や運営を行うこと。

ニ. 店舗内の関係者及び関連事業者に対し、廃棄物等の運搬や処理が適切に行われるよう徹底すること。

③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

食品加工場から発生する調理臭や排出される汚水からの悪臭の発散を防止するための関連設備の位置及び構造、廃棄物等を保管場所に持ち込むまでの小売業者による廃棄物等の適正な管理等、上記廃棄物等の保管や運搬、処理に関連して、生活環境上の問題を発生させるおそれがある場合には、かかる問題についても適正な対応策を講じなければならない。その際、併設施設の事業活動に伴い、悪臭を発生する可能性がある場合にも、同様の配慮を行うことが望ましい。

食品加工場からの調理臭や悪臭の発散を防止するため、具体的には、設置者は下記の措置のうち、必要と認められるものを合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。

イ. 食品を加工する際には、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する等の対応策を講じること。

ロ. 住居に面する方向には、換気扇・排気口等の配置を避ける等の措置を講じること。

ハ. 食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等の措置を講じること。

(3) 街並みづくり等への配慮等

大規模小売店舗は、地域の生活空間における中核となり得る施設であることから、従来から当該店舗が立地する地域において統一した色彩や外観整備による街並みづくりが継続して行われている場合、こうした取組を阻害することのないように調和を図るよう努めなければならない。特に、当該地域が景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区である場合には、これらに定められている事項に建築計画を合致させることはもちろんのこと、街並み形成に関する条例により当該地域が指定されている場合においては、この趣旨に沿うよう施設の配置や構造を工夫するよう努めることが必要である。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体等が策定する公的計画に基づいて、既に周辺地域全体として商店街等のアーケードの整備や街路に面する敷地の植栽等連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合には、これら事業の効果を減殺することのないよう適切な協力を行うことが必要である。さらに、屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮することが必要である。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年7月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に大規模小売店舗立地法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出をした者に対する同法第8条第4項の規定による意見及び同法第9条第1項の規定による勧告については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日から6月を経過する日までの間に大規模小売店舗立地法第5条第2

項、第6条第2項及び附則第5条第1項の規定により届け出られる事項のうち大規模小売店舗の施設の配置に関するものについては、なお従前の例によることができる。

5 茨城県大規模小売店舗立地法施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の施行に関し、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令第1条で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が千平方メートルを超えるものをいう。

2 この要綱において、「届出者」とは、法に基づき大規模小売店舗の新設及び変更等の届出義務を負う当該建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含まないものとする。

(出店計画書の提出)

第3条 届出者は、法第5条第1項、第6条第2項及び法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の届出に係る事前相談を希望するときは、あらかじめ茨城県知事（以下「知事」という。）が別に定める日までに、大規模小売店舗出店（変更）計画書（様式第1号）を提出するものとする。

(新設の届出)

第4条 法第5条第1項の規定による届出は、大規模小売店舗届出書（様式第2号）に省令第4条各号に規定する書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出するものとする。

(変更の届出)

第5条 法第6条第1項の規定による届出は、変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 法第6条第2項の規定による届出は、変更届出書（様式第4号）に添付書類（当該変更に係る添付書類のみとする。）を添えて行うものとする。

(軽微な変更)

第6条 法第6条第2項の規定による届出に係る変更を行う場合において、省令第8条の規定により知事が軽微な変更として認めるものは、次の各号に掲げる変更であって、当該大規模小売店舗の周辺的生活環境に与える影響が変更前に比して変化がないと認められるものとする。

(1) 駐車場の位置の変更

(2) 駐輪場の位置の変更

(3) 荷さばき施設の位置の変更

(4) 廃棄物等の保管施設の位置の変更

2 法附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る変更を行う場

合において、省令第8条の規定により知事が軽微な変更として認めるものは、次の各号に掲げる変更であって、当該大規模小売店舗の周辺的生活環境に与える影響が変更前に比して変化がないと認められるものとする。

- (1) 駐車場の位置の変更
- (2) 駐輪場の位置の変更
- (3) 荷さばき施設の位置の変更
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置の変更
- (5) 一時的な変更
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更

3 届出者は、省令第8条の規定による軽微な変更の認定を受けようとするときは、法第6条第2項の規定による届出に併せて、軽微変更認定協議書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

4 知事は、届出者から前項による協議書の提出があつたときは、提出日から2週間以内に省令第8条に規定する軽微な変更該当するか否かを審査し、届出者に対し、該当すると認めるときは、軽微変更認定通知書（様式第6号）により通知し、該当しないと認めるときは軽微変更不認定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（廃止の届出）

第7条 法第6条第5項の規定による届出は、大規模小売店舗廃止届出書（様式第8号）により行うものとする。

（説明会の開催等）

第8条 省令第11条第1項の規定により知事が相当数の者が説明会に参加することが必要と認めるものは、当該大規模小売店舗内の店舗面積が1万5千平方メートル以上の店舗の新設を行う場合とし、知事は、所在市町村長との協議に基づき開催回数を指定するものとする。

2 省令第11条第2項の規定により知事が説明会を届出等の要旨の掲示に代えることができると認めるものは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 省令第3条第2項第1号に規定する開店時刻を午前9時までに繰り上げ、又は閉店時刻を午後8時までに繰り下げるもの
- (2) 省令第3条第2項第2号に規定する来客が駐車場を利用することができる時間帯を午前9時までに繰り上げ、又は午後8時までに繰り下げるもの
- (3) 省令第3条第2項第4号に規定する荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を午前9時までに繰り上げ、又は午後8時までに繰り下げるもの
- (4) 前三号に掲げるもののほか、変更内容が実質的に周辺地域的生活環境に与える負荷を増加させることがほとんどないと認められるもの。

3 知事は、法第7条第1項により説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）に対し、第3条の規定による大規模小売店舗出店（変更）計画書（様式第1号）に準ずる資料により、届出の概要を説明するよう求めるものとする。

4 法第7条第2項の規定による公告の範囲は、当該大規模小売店舗を中心とする半径2kmの範囲とする。

- 5 省令第12条第3号の規定により知事が適切と認める方法は、次の各号に掲げる方法とする。
- (1) 前項の範囲に属する市町村の協力を得て、当該市町村の広報紙に掲載すること
 - (2) 前項の範囲を対象に、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（中央紙3紙以上並びに地方紙1紙以上）による折込広告を配布すること
- 6 知事は、説明会開催者に対し、説明会を開催したときは、速やかに、大規模小売店舗出店計画説明会終了報告書（様式第9号）を提出するよう求めるものとする。
- 7 省令第13条第2項第3号の規定により知事が適切と認める方法は、第4項に規定する範囲を対象に、届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（中央紙3紙以上並びに地方紙1紙以上）による折込広告を配布することとする。
- 8 届出者は、法第7条第4項の規定により説明会を開催しなかったときは、遅滞なく、大規模小売店舗出店計画周知報告書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

（県の意見等）

- 第9条 法第8条第1項の規定による通知及び意見照会は、大規模小売店舗の届出に関する公告通知及び意見照会書（様式第11号）により行うものとする。
- 2 法第8条第2項の規定による意見書は、大規模小売店舗に関する意見書（様式第12号）によるものとする。
- 3 法第8条第4項の規定による意見は、大規模小売店舗の届出に関する意見書（様式第13号）により行うものとし、意見を有しないときの通知は、大規模小売店舗の届出に関する意見書（様式第14号）により行うものとする。
- 4 法第8条第7項の規定による届出は、届出事項変更届出書（様式第15号）に添付書類（当該変更に係る添付書類のみとする。）を添えて行うものとし、当該届出を変更しないときの通知は、届出事項不変更通知書（様式第16号）により行うものとする。

（勧告及び公表）

- 第10条 法第9条第1項の規定による意見照会は、大規模小売店舗の届出に関する意見照会書（様式第17号）により行うものとする。
- 2 法第9条第1項の規定による勧告は、大規模小売店舗の届出に関する勧告書（様式第18号）により行うものとする。
- 3 法第9条第3項の規定による通知は、大規模小売店舗の届出に関する勧告通知書（様式第19号）により行うものとする。
- 4 法第9条第4項の規定による届出は、届出事項変更届出書（様式第20号）に添付書類（当該変更に係る添付書類のみとする。）を添えて行うものとする。
- 5 法第9条第7項の規定による公表は、茨城県ホームページへ告示することにより行うものとする。

（大規模小売店舗立地審議会への諮問）

- 第11条 知事は、法第8条第4項の規定による意見を定め、又は法律第9条第1項の規定による勧告をしようとするときは、茨城県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができるものとする。

(審議結果の公開)

第11条の2 審議会の審議結果については、その透明性の向上を図るため、次の事項を開示するものとする。

- (1) 審議会の委員長及び委員の氏名
- (2) 審議結果、理由及び議事概要

(承継)

第12条 法第11条第3項の規定による届出は、承継届出書(様式第21号)に当該大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添えて行うものとする。

(報告の徴収)

第13条 知事は、法第14条第1項及び第2項の規定により報告を求めるときは、大規模小売店舗立地法に基づく報告徴収書(様式第22号)により行うものとする。

(経過措置)

第14条 法附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書(様式第23号)に添付書類を添えて行うものとする。

(公告の方法)

第15条 次の各号に掲げる公告は、茨城県ホームページにおいて行うものとする。但し、法第8条第3項の規定による公告については、法第8条第2項による意見書のうち公序良俗に反すると認められる箇所、又は他人の権利を侵害すると認められる箇所を除外するものとする。

- 一 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告
- 二 法第6条第6項の規定による公告
- 三 法第8条第3項及び第6項の規定による公告
- 四 法第9条第3項の規定による公告

(縦覧の場所)

第16条 次の各号に掲げる縦覧は、茨城県産業戦略部中小企業課と茨城県ホームページにおいて行うものとする。但し、法第8条第3項の規定による縦覧については、法第8条第2項による意見書のうち公序良俗に反すると認められる箇所、又は他人の権利を侵害すると認められる箇所を除外するものとする。

- 一 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧
- 二 法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧

(届出の取り下げ)

第17条 届出者は、法第5条第1項、第6条第2項及び法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の届出後、法の手続き中に当該届出を取り下げようとするときは、取り下げ届出書（様式第24号）を知事に提出するものとする。

2 第15条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(届出等の部数)

第18条 この要綱により提出する書類の提出部数は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前にされた法第5条第1項、法第6条第1項、法第6条第2項及び法

第6条第5項の規定による届出に係る第15条第1項第1号（第8条第8号、第9条第5号において準用する場合を除く）及び第2号の公告、第16条第1項第1号（第8条第8号、第9条第5号において準用する場合を除く）の縦覧の規定については、なお従前の例による。

別表

様式番号	様式の名称	提出方法	
		電子データ	紙※ (原本1部と写し)
様式第1号	大規模小売店舗出店（変更）計画書	PDF	3部
様式第2号	大規模小売店舗届出書＜法第5条第1項＞		4部
様式第3号	変更届出書＜法第6条第1項＞		2部
様式第4号	変更届出書＜法第6条第2項＞		3部
様式第5号	軽微変更認定協議書		1部
様式第8号	大規模小売店舗廃止届出書＜法第6条第5項＞		1部
様式第9号	大規模小売店舗出店計画説明会終了報告書		
様式第10号	大規模小売店舗出店計画周知報告書		
様式第15号	届出事項変更届出書＜法第8条第7項＞		4部
様式第16号	届出事項不変更通知書＜法第8条第7項＞		4部
様式第20号	届出事項変更届出書＜法第9条第4項＞		4部
様式第21号	承継届出書＜法第11条第3項＞		1部
様式第23号	大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書 ＜法附則第5条第1項＞		3部
様式第32号	取り下げ届出書		1部

※茨城県大規模小売店舗立地審議会に諮問する届出については、追加で紙提出（届出書一式）をお願いすることになります。

6 大規模小売店舗立地法に関する問い合わせ先

茨城県産業戦略部中小企業課	水戸市笠原町 9 7 8－6（県庁舎 1 6 階東側） 電 話 0 2 9－3 0 1－3 5 5 9 F A X 0 2 9－3 0 1－3 5 6 9
---------------	---